

第六十三回国会  
衆議院  
内閣委員會議錄第十八号

(三六二)

昭和四十五年四月二十三日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君

理事 佐藤 文生君

理事 塩谷 一夫君

理事 伊藤惣助丸君

理事 阿部 文男君

理事 加藤 陽三君

理事 菊池 義郎君

理事 辻 寛一君

理事 葉梨 信行君

理事 山口 敏夫君

理事 木原 実君

理事 横路 孝弘君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

農林大臣 倉石 忠雄君

建設大臣 根本龍太郎君

國務大臣 (行政管理) 荒木萬壽夫君

官 (防衛) 大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

行政管理庁行政 岡内 豊君

監察局長 土屋 義彦君

防衛事務次官 島田 豊君

防衛庁長官官房 長 穴戸 基男君

防衛庁防衛局長 内海 倫君

防衛庁人事教育 局長 浜田 彪君

防衛庁衛生局長 同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

防衛庁経理局長 田代 一正君

防衛庁裝備局長 蒲谷 友芳君

防衛庁参事官 江藤 淳雄君

防衛施設庁長官 山上 信重君

防衛施設庁総務 部長 鐘江 士郎君

防衛施設庁施設 部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設 部長 須之部量三君

外務省アジア局 局長 須之部量三君

外務省國際連合 局長 西堀 正弘君

農林大臣官房長 亀長 友義君

農林省農林經濟 局長 小暮 光美君

農林省農林經濟 局長 荒勝 巖君

農林省蚕糸園芸 局長 横尾 正之君

農林水産技術會 議事務局局長 内村 良英君

食糧庁次長 松本 守雄君

食糧庁長官 大和田啓氣君

水産庁長官 志村 清一君

建設大臣官房長 金谷 武彦君

防衛庁調達實施 本部長 澤辺 守君

農林大臣官房秘 書課長 岩本 道夫君

農林省農林經濟 局統計調査部長 遠藤 文夫君

自治省行政局行 政課長 茨木 純一君

内閣委員会調査 室長 同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

委員外の出席者

靖国神社の国家管理反対に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六九号)

同(小林政子君紹介)(第三七〇号)

同(田代文久君紹介)(第三七〇号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三七〇号)

同(津川武一君紹介)(第三七〇号)

同(寺前巖君紹介)(第三七〇号)

同(土橋一吉君紹介)(第三七〇号)

同(林百郎君紹介)(第三七〇号)

同(東中光雄君紹介)(第三七〇号)

同(不破哲三君紹介)(第三七〇号)

同(松本善明君紹介)(第三七〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第三七〇号)

同(米原和君紹介)(第三七〇号)

同(青柳盛雄君紹介)(第三七〇号)

同(浦井洋君紹介)(第三七〇号)

同(小林政子君紹介)(第三七〇号)

同(田代文久君紹介)(第三七〇号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三七〇号)

同(土橋一吉君紹介)(第三七〇号)

同(不破哲三君紹介)(第三七〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第三七〇号)

同(米原和君紹介)(第三七〇号)

同(青柳盛雄君紹介)(第三七〇号)

同(浦井洋君紹介)(第三七〇号)

同(小林政子君紹介)(第三七〇号)

同(田代文久君紹介)(第三七〇号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三七〇号)

同(土橋一吉君紹介)(第三七〇号)

同(不破哲三君紹介)(第三七〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第三七〇号)

同(米原和君紹介)(第三七〇号)

同(青柳盛雄君紹介)(第三七〇号)

同(浦井洋君紹介)(第三七〇号)

同(小林政子君紹介)(第三七〇号)

同(田代文久君紹介)(第三七〇号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三七〇号)

同(土橋一吉君紹介)(第三七〇号)

同(不破哲三君紹介)(第三七〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第三七〇号)

同(米原和君紹介)(第三七〇号)

作君紹介(第三七一九号)

同(山下元利君紹介)(第三七九五号)

岩手県新里村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(北山愛郎君紹介)(第三七九六号)

兵庫県温泉町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(小島徹三君紹介)(第三七九七号)

兵庫県養父町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(小島徹三君紹介)(第三七九八号)

兵庫県朝来郡の寒冷地手当引上げ等に関する請願(小島徹三君紹介)(第三七九九号)

兵庫県出石町、但東町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(小島徹三君紹介)(第三八〇〇号)

恩給、共済年金の調整に関する請願(辻寛一君紹介)(第三八〇二号)

同外一件(松山千恵子君紹介)(第三八〇三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第二三三号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三五号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 時間が非常に短いわけでございますが、幾つか論点がございますので端的にお答えをいただきたいと思うのでありますが、一つは、このけさの新聞にもいろいろ出ておりますが、古井先輩がおいでになつての、また松村先生、藤山先生等おいでになつての覚書交渉でございますが、私は七〇年代における何よりも考えなければならぬ、つまり極東の安全、平和のために考えなければならぬのは、日中関係というこの課題をどう対処し、どう切り開いていくかということだと思ひます。そういう観点でものを考えますと、政府の正式な代表であるないという問題はございますけれども、今回この古井さんおいでになつて政治交

○佐藤内閣総理大臣　まあ、一二年の間にどうこうなるとは私も考えませんが、一九七〇年代にははなもつと双方の誤解が解けるというか、あるいは不信がなくなる、そういうような状態をぜひとも招来したい、かように私は思います。長いこと戦争をした、その関係で講和条約は締結してない、そういう意味から、中国大陆のわが国に対する認識もずいぶん違つておる。新しい時代の認識はほとんど變わつてゐるようでございます。まあそれらの点が、誤解あるいは曲解とまで解されるような差言のもとじゃないか、かように思いますので、そういうことがまずなくなることが何よりも必要なことじゃないかと思ひます。まあ私は、サンフランシスコ条約当時、中国の代表者は中華民国だと、これを吉田さんが選定したということとは、當時の状態では間違ひなかつたと思つております。私もまた今日までそれを續けておる。そうして中

國は一つだと、かように考える限り、私どもは國際的な權利義務がある。中華民國を選んだところに權利ばかりじゃない、義務まである、國際的な義務があるわけである。したがって、その問題は簡單には解決はできない。でありますから、これは中國の國內問題だ。一つの中國の國內問題、そういうものが解決されるときがくるんだ、そういうことを一日も早く望んでいるというのが今日の態度であります。いろいろ批判が先に立ちますと、そこでさらにまた誤解を招き、さらに進んでいるのの不和、そういうものさえ招来する危険がありますから、この程度でとどめておきたい、これが私の気持ちでございます。

○大出委員 誤解あるいは曲解ということはいま総理口にされるのですが、少なくとも誤解あるいは曲解を相手かしたとすれば、百歩下がってあるいいは誤解、曲解だとしても、誤解なり曲解を与える要因がこつち側にあった、これだけは間違いない。統一見解にも誤解なり曲解なりということばを保利さん使われておるけれども、何もないとこころに誤解もなければ曲解もない。何かあるから誤解をし曲解をする。原因をおつくりになったので、総理みずからが。だとすると、その責任は総理が負わなければいかぬと私は思うのですよ。実はこの間、私は中曾根さんに三時間半も質問したのだけれども、あまり大だんびらを振り上げてじゃんじゃんやちやうとつい相手の真意がわからりそこなうから、静かに私は必要なことだけ聞いてみた。どうせ総理とよく話をしなければならぬのですから、長官の真意を誤解なく聞いておきたいと思つたのですから。その中でも私は、旧藩の有田さんと變つてないんじゃないかということとを基調にしてずっと聞いてみた。ところが、最後の御発言で明確に中曾根さんは、違うんだ、旧来士は。ここと、ここと、ここと、これだけ違うんですということをおっしゃる。つまり日本の軍備の増強、私流にいえば、これについても有田さんがきつて、そこまで前に出て海上防衛まで言っているのが、もつと先を言おうという姿勢になっている。

わっている、明らかに。つまりそれも一つのこちらがつくった要因ですね。一番大きなものは、もちろんおいでになってニクソンさんとおつくりになった佐藤・ニクソン日米共同声明ですよ。

そこで私は具体的に例をあげて、つくつたのだから総理がこれは解くべきだという立場で承りたいのですが、新聞にも出ておりますけれども、藤山さんなりあるいは古井さんなり——古井さんの手記も載っていますけれども、日米共同声明で安保条約というものものの解釈拡大をする、質的な変化も出てくる、つまり軍事的にと言っていると思っております。つまり軍事的にと言っていると思っております。共闘戦闘をやろうという安保条約です。その意味ではそのワクを台湾にまで拡大をしたことは事実。韓国にはあまり触れていない、中国側は。なぜならば、台湾というのは、中国の解積からすれば、当然これは大陸を支配しているのですから、いまおっしゃったように国内問題だ。総理も認めておられる。そうすると、中国側からすれば、台湾も中国の領土なりと思っている。そこで、こちら側から足をかけて、台湾の安全が日本本の安全にとって重要な要素であると、ここまでするアメリカと一緒に共同の意思で言い切れば、当然それに対して、けしからぬことを言うじゃないか、佐藤さん、と言うのはあたりまえですよ。けしからぬとは言えないでしょう。いかがですか、そこのところは。

○佐藤内閣総理大臣 どうも、何かこう、本体もつかまないうで、その端つこのほうをつかまえて議論しているようですね。私どもは、平和憲法のもとで、日本の国はもう戦争——いわゆる軍国主義じゃないんだ。これはもうはつきりしている。これは、よもや否定はされないだろう。その平和憲法のもとでわれわれがやっていること、主張していること、これがどうしてそのまま理解されないのか。問題はそこにあるんじゃないですか。ま、問題を私が投げかけたと言われるけれども、社会党の方でも、よもや、われわれが平和憲法を守って、平和憲法のもとで自衛権の発動だけを当然の権利だとして、独立国家としての自衛権

持っているという、そのこと自体を否定される方はないでしょう。ありますか。あつたら、それは聞かせてもらいたい。だから、そのもとに立つてわれわれがやっている事柄が矛盾があるとおっしゃるなら、これは幾らでも説明します。矛盾はないのです。

日米安保条約、同時に、私が昨年参りましてニクソン大統領と話した共同声明、これは、一体どこが問題なんです。私は、それは問題はないと思うのです。いま、佐藤は種をまいたんじやないか、曲解を与えたんじやないか、原因はおまえさんほうにあるんだ、こう言つて社会党から責められるが、私は、とんでもないわれだと思ふのです。私も、憲法改正をして、そうして、ただいまのような声明をするなら、これは、言われるように、私がまいた種だ、こう言つてしかるべきだと思ふのです。しかし、私ども何ら変わつてないんだ。しかし、最近の日本は軍国主義化している、そのあらわれとして日米共同声明、それを取り上げられる。これが誤解あるいは曲解じやないか、何で何でありましょう。私の申し上げたいのそこなんです。だから、基本的な問題を十分つかまえ、そうして、すみっこのほうの、洋服の先か何か知らないが、そこをつかまえて、どうもおまへは軍国主義化している、とんでもない話だ、こんなことじや、一緒に仲よくやつていけない。これじや、ちょっと話が違ふんじやないか。私はそんな思ふのです。

○大出委員 どうも、群盲象をなでるといふことばがあるが、象のしっぽか何かを私がなでていふみたないことをおっしゃる。私は本質を申し上げているのだけれども、あなたは本質を避けて通ておいでになるから、もう一べん言いましょう。

安保条約というものがまずある。佐藤・ニクソン共同声明が出た。質的に非常に大きく変わった。どう変わったか。中国大陸の一部だと考えればならぬ台湾に拡大をした。具体的に申しますと、これはあなた、佐藤・ニクソン共同声明前に、おいでになるときに、私は何べんもあな

に念を押しました。慎重にいたします、事前協議についても、イエスと言う場合があり得るということをおぼろげに漏らされた。これはだめだ、たいへんアジアの緊張を高めるから、日本が戦争に巻き込まれる危険性を内包することになるからと、ずいぶんこれは申し上げた。

そこで、これは、ここにもありますが、中国側は古井さんと交渉で何を言っているかという例をあげている。もしも、台湾が独立運動でも起こして、いわゆる大陸反攻ということで戦争が始まった、毛沢東中国と台湾の蒋介石政権との間で、その場合に、アメリカが当然、台湾との関係で行動を起こす。その場合に、今度の共同声明からいけば、台湾の安全というものは日本の安全にとって重要な要素だというのがくっついている。

そうだとすると、日本の軍事基地をアメリカが使う、プラス日本が出ていくことがあつたとすれば、ということまでいっておきますけれども、その手前だけでもの言っても、今度の共同声明からいけば、事前協議というもののついてイエスと言う場合があり得るということ。しかもそれを前向きで決定するということをあなたはおっしゃっているんだから、私が考えても、一つ間違つたら日本の基地を使わせる。旧来は、おにいさんの岸さんの時代に、事前協議はすべてノーと言うといわれた。きょうだいで腹の中は違ふとあなたは参議院で答弁されたから、そのことは私は問わなければ、あなたの姿勢、あなたの取りきめてきた中身からすれば、日本の軍事基地を使わせる。当然あり得る。いままではなかった、事前協議はすべてノーと言う言い切り続けたんだから。そうだとすれば、相手方が質的に変化した、台湾の蒋介石政権と毛沢東中国との間に紛争が起こった、戦争が起こった場合に、アメリカと日本は話し合つて共同声明を出しているんだから、日本の軍事基地を使わせる。当然です。そう解釈するのはあたりまえです。そうなる相手は、これはたいへんなことになったという認識を持つのはあたりまえです。あれだけのことを言いたくなる

のはあたりまえです。

しかも、それによつて日本が攻撃をされたらどうかということも聞いたら、報復攻撃であるといふれば、それは第二の侵略だ、本会議であなたは答へになった。第五条に基づいて、日本とアメリカが一緒になつて戦うのはあたりまえだ。そうなる、日本が中国と戦うことはあり得ることになる、憲法上の派兵だあるいは派遣だということに抜きにして。そうなれば、第二の侵略と答へたあなたの立場からすれば、第二の侵略と答へたあなたが解釈をする事態が起こらぬ限りはない。もしあれば、第五条に基づいて日米共同戦闘が当然行なわれるんだから、自衛の名のもとに。相手が受ける受け取り方とすれば、国内問題に日本が干渉して、アメリカと一緒に戦う態度をきめたんだと言われても仕方がない。ここにまず第一の本質がある。そうなるでしょう。避けて通つちゃいけませんよ、あなたがそうきめてきたんだから。それはいいけれども、事前協議というものについて、イエスと言うことは当然あり得るというふうにお答えになつて、おいでになつた。結果的にそうなら。それでよい。それだけ違つた。つまり質的に変えた。たいへんな変え方をした。それはあなたがよくつくりになった、責任者として。あなたがまた種でしよう。どうですか。

○佐藤内閣総理大臣 ニクソンと私の共同声明、これは私もつくつたのですから、それは避けて通らうとは申しません。しかし、私はいま聞きますが、たいへん周首相に対して御理解のあることばのようだが、私も間違つてはいませんか。いまのこともとを考へて、日本憲法——日本は軍国化しつゝあります。そのことをまずひとつ考へてもらいたい。周首相の発言、その一言半句じゃないのです。一体日本は軍国主義化しつゝあるのですか。そのことをひとつ認識を一緒にしようじゃないですか。さうにお考えなんですか。(大出委員「多分に危険があると考へているのですよ」と呼ぶ) もし、日本は軍国主義化してない

んだということなら、これはもう話が非常にわかりいいんだ。しかし、何だか、中共の周恩来首相の言をかりて、日本が軍国化しつゝあるように言われる。憲法改正でもするとか、あるいは徴兵制度でもしとか、こういうお話のようにされるような気がするので。ニクソン大統領と私の共同声明はたいへん危険なものを含んでいる、こういうことだ。いま御説明になりました。しかし、いまはそういう事態ではないけれども、台湾海峡に問題が起これば、これはたいへんな問題だ。日本の国の安全に重大なる影響を及ぼす。これは申すまでもなく、日米安全保障条約で私どもがこの国を守つていたと同時に軍事基地を提供して。したがって、アメリカに対して、やはり事前協議の問題ではあります。われわれは国益に照らして、ノーと言う場合もある、イエスと言う場合もある、かように言っている。だから、そういう意味で、ただいまのような事態が起きて、そうして、これは国益上私も同意せざるを得ない、こうなれば、これは同意することがある。そういう場合に、日本は軍事基地を提供したんだから、そこをまず攻撃しようじゃないか、こういつて中共から日本を襲撃すれば、これは第二の侵略が始まった、かように私が思うのは当然じゃないですか。その場合に、それは日本が提供しているから進撃を受けるのは当然だ、かようにお考えになるのですか。日本が侵略を受けるのは当然だ、かように言われてこそ初めてあなたの御議論が成り立つ。私はさうなことはないと思う。

だから私はいまの日米安全保障条約を締結している。そうして日本の安全を確保している。われわれは軍事基地を提供する義務がある。それを提供している。だからしたがつてこの救援におもむく場合にも、相談を受けたら事前協議がある。イエスもあればノーもある。われわれ国益に照らし、これは大戦争になると思えばノーと言うでしょうし、われわれはそれが一部の問題であり、緊急を要するならば、そのときの情勢で国益に合致するかどうかを十分判断してイエスと言う場合もあるだろう、そのことを言っている。イエスと言つて日本から出撃したからこれは基地だ、だからまずそれを攻撃するんだ、こう言つて中共が攻撃した、それは当然だ、かように言われる。どうも私はそこがちょっとわからない。

○大出委員 これは総理、私は本会議でもあれだけ詳しく原稿を先に差し上げてあるのだから、ちゃんと書いてある。理由づけしてある。二つ提起されたから二つはつきり申しませう。だいたいつきりいま総理お答えになったから、ずいぶん問題は明確になつたと私は思う。

そこでまず第一点は、あとのほうから申し上げますが、総理はいま、局地的な戦闘で終わるかあるいは大戦争になるかわからぬ、大きな戦争になるということになるとすれば事前協議でノーと言う場合もあり得る。局地的な戦争、局地的な戦争で終わるとすればイエスと言うこともあり得る、しかも緊急を要するということならば、こうお答えになつて。そのいづれにしても、戦争というのは、局地的なものでアメリカだつてベトナム戦争をやつたのが、局地的には終わらなかつた。あれだけ大きくなつてしまつた。何年もかつた。だから総理が、局地的だと思つて国防会議の責任者という立場で断を下したつて、大きくなるかもしれない。しかしそのことはいま問われない。問われないけれども、新しい佐藤・ニクソン共同声明の意味するものは、台湾の蒋介石政権と中国の毛沢東政権の間に——これは国内問題ですよ、さつきお認めになつたとおり——争ひが起こつた、戦争が起つた、その場合に、いま佐藤総理がお答えになつたように、日本は日米安保条約で基地を提供している。だからアメリカは、米軍条約もござい入る。当然事前協議になる。局地的な戦争だとお考えになつてイエスと言つた。こう進んでいくわけですよ、いま総理の答へたのは。その場合に日本から飛んでくる飛行機、これは戦闘作戦行動の任務を命ぜられて飛んでいる飛行機ですから、相手からとつてみれば日本の基地から飛んでくる、

思いますよ。きょうものを言ったって向こうはすぐ受け取るのだから、苦勞するだけになってしまふから、まして共同声明が出ているのだから、そういうつもりで実は私は静かにものを聞いてみた。しかし最後にどうしても、たいへん変わっているんだということをおっしゃる。一番最後の結語も、変わっている、変わるんです、こうです。そうなると、向こうだってその変わり方を軍備強化に狂奔していると言いたくなるでしょう。しかも予算だって、四次防予算は六兆四千億を上限にするとお答えになっておる。四次防の積算をずっと聞いてみたら、それは関係ない、六兆四千億というのは諸政策との関係で上限だと考えているんだとおっしゃる。三次防自体が二兆三千四百億です。これを四次防段階で六兆四千億という最高限をお考えになるとすれば、財界を含めて軍備強化に狂奔をする、しかも政治の分野でも船田さんがああいうことを言ったら、~~三軍~~政一体だ、ミニ軍体制だなんて言いたくなる。そうだとすると、いま私は軍国主義になっているとは思っていないが、しかし将来そういうことになったらたいへんだ、その方向に向いている、そういうふうに私は考えている。だから向こうだってああいう受け取り方をする。私はそうなっちゃ困るから言うのです。それでしょう。総理がまいた種はやはり刈っていただくという立場をおとりいただきたいのですがね。

○佐藤内閣総理大臣　まず、逆になりますけれども、日本が軍国化していない、これだけははっきり認める。ただ周恩来首相がああいうように言うようになることは十分理解できる、こう言われるが、たいへん同情されるが、私は同情しておりません。このことだけははっきり申し上げておきます。外国の首相が発言して、日本の国がどうなるとかこうなるとか、それはよけいなことです。これは内政干渉はなほだしい。そういうことに同情される社会党の性格をべん考えられたらどうですか。日本社会党なら日本社会党として独自の歩みをされたらどうですか。私はまずそのことを

はつきり申し上げたい。(大出委員「日本社会党です」と呼ぶ)そんならあまり外国の首相の言うことに同情せぬがよいです。はつきりしたらい。

それからもう一言が、私は、局地戦争ならイエス、こういうことを言った覚えはございません。もうきめ込んで、大戦争になるならノーだ、局地戦争ならイエスだ、こういうことを言うと言われるけれども、そうじゃない。私は、国益に照らして、国益に合致するならイエスもノーも言うということをはつきり言っておる。

それからもう一つ、あなたはたいへんな誤解をしておられるのじゃないか。台湾海峡で問題が起こると言う。そういう場合は、これは一体どういふような事態ですか。中国大陸から台湾に攻めていく場合もあるでしょう。台湾から大陸に攻めていく場合もあるでしょう。そのいずれも考えていかなければ、一方的にこれはどうも台湾政府、中華民國のほうに全責任があるような言い方をされてもわからないんじゃないですか。だからその議論をなさるならそういうこともよく考えて、そしてほんとうにひびきあわせて話ししようじゃないですか。私はそこらに日本のほんとうの自衛体制の必要があると思う。台湾自身、中国大陸反攻をあれだけ言っておいても、私もよくやれるとは思いませんよ。そのことを考えれば、やはり事態が起こるといふことは、大陸から台湾に対する攻撃があつて初めて起こるんじゃないでしょうか。そうすると、この事態は、幾ら中国国内の問題だと言つても、私も承認している国自身や、はり関心なきを得ないでしょう。そしてそのことがさらに全体に波及するといふような危険があればならぬことなんです。ことに日米安全保障条約というものは日本だけの安全確保じゃない。極東の安全について、これをやはり維持しようといふ意味から日本がやはり基地を提供している、かように私思います。したがって別にいまでもやかく言われるような筋はないと私は思う。だから私は、

それは誤解と言ひ曲解だと言つてゐる。いま言われるように、財界の一部、桜田君がどう言つたとか、あるいはうちの代議士のだれがどう言つたとか——私も党議をちゃんときめてどうこうしたといふのならそれこそいかような批判でも受けます。それは幾ら外国の首相だろが、はつきり日本を、軍国主義を歩むものだ、こういつて——それはいいでしょう。しかし、いまあらゆる努力をしてそういうことを避けて、そんなこと絶対にやらないと言つてゐるその政府をつかまえて、軍事化に狂奔してゐる、こう言うのは、これこそ曲解じゃないですか。その発言に同情なさる日本社会党の方といふのはどうも私はおかしいと思ふ。私は、おそらく政治に関与する者として、こういうような発言をされて、そうしてその発言はしごくもつともだ、かように同情されることはいらないかと思つてゐたんだが、そういう方がいらつしやる。私は意外に思ひます。

○大出委員 総理、あなたは昔郵政大臣で、私は全通の青年部長で、いふんかみつたもんだけれども、若いときの総理はそういきなりおこらなかつたが、最近はお年をおとりになつたせいで簡単に、最近はお年をおとりになつたせいで簡単に、私をおこりにする。いふん長いおつき合ひで、私をつつかまえてあなた日本の社会党ですかという言ひぐさないと思ふんだ。しかし、私は初めてこれを言つてゐるんじゃないですよ。あなたがアメリカに行かれる前に、予算委員会の部屋で内閣委員会をやつたあつたときに、アメリカで佐藤さんがニクソンさんともしこういふ合意のしかたをすれば、つまり事前協議といふものがすべからぬであるとなつてゐるのを、イエスと言ふ場合もあり得るといふことで安保条約の解釈をアジア地域に拡大すれば、日本の安全にとつてえらいことになる。しかも極東周辺の国々には国交を回復してない国もあるわけだから、緊張を高めるという形でいろいろの問題が起る。だから日本国の国民の安全のために、現在ある安保条約体制といふものをこれ以上エスカレートさせちゃ困るといふことで私は何べんも言つた。ところが私

が申し上げたらあなたは、慎重にやりますという最後のおこぼれだつた。慎重にやつた結果が一つも変わらない。あのときにあなたが答へたとおりなんです。だから私は、それじゃたいへんなことが起こりますぞと申し上げておる。それが現実になつてゐる。しかも国内的には狂奔する——私は狂奔してゐると思つてゐる、そのところは。決して中国共産党ではない。日本社会党ですよ。だから兵器生産のワケを拡大しろ——自衛隊の板谷谷さんがあの職におつきになつたときにこんなワケの中に写真が載つて、憲法あつての日本じゃない、日本という国あつての憲法だなんてことを堂々とおしやる。あなたに關係ないことではないですよ、あなたは国防会議の最高責任者なんだから、そうでしょう。あなたは一生懸命憲法を守ります守りますと言ひけれども、中身は大きくかけ離れてゐる。自衛隊といふ名の軍隊ができてゐる、こう私は思ひますを得ない立場にある。これは決して中国の立場ではない。日本の立場です。日本の将来の安全と平和を心配するからです。一つも私は間違つてゐるんじゃない。初めて言うんじゃない。何べんもこれは念を押したことです。あなたは世論的に、日本の一般の人たちの感情を抜き打ち解散でうまくこつちに向けたとお思ひかもしらぬけれども、時が過ぎればこれはわかる。いいですか。ここにリーサー氏の証言の一部が発表された。アメリカの陸軍長官が、太平洋地域における補給中継輸送基地は、ベトナムの問題も含めて沖縄に集中するのだといふことを明らかにしている。これをめぐつて沖縄で、けさの新聞にありまふとおり——私は基地県ですから、私の地域の新聞なんかはずいぶん明確に書いてゐる。沖縄においても、ベトナムである、うそであるといふことを各党がみんな言つてゐる。どうなつてゐるかという、ここにCCFといふものををつくる。セントラル・コントロール・ファシリティーを設け、東北及び東南アジアの陸軍部隊向けの補給について管理、計画、予算作成などを一括して行

なりことが明らかになつてゐる。正式に発表されてゐる。そうするとこれは東郷アメリカ局長がいみじくも言つたように、安保条約上は極東という解釈があるといふことで、それは日本側としては受け入れられないといふことを答へてゐる。愛知外務大臣も重ねて本会議でそう言つてゐる。しかし発表された中身からすれば、明らかに極東の範囲といふものは全く無視されてゐる。だから、大騒ぎが沖縄で起つてゐる。こんなに大きく書いてある。そうすると、これは沖縄が本土並みといつても、やはりそうじゃない、沖縄の諸君がそう思ひのは、あたりまえです。そうだとすれば、相手方の国が、沖縄問題についてものを言うのは、やはりあたりまえです。だから、そこを、いまのように横を向いて、何を内政干渉だといふことをあなたはおしやるけれども、内政干渉をしたのは、あなたのほうです。台湾まで軍事的な範囲を拡大して、日本にとつて重要な要素だなんといふことで、一つ間違つたら軍事基地を提供するといふ、そういう姿勢をとつたら——それは、あなたのほうで冒頭にお認めになつておるでしょう。台湾といふのは、中国の問題です。国内問題なんです。そこまで足をかければ、向こうだつてものを言いたくなるでしょう。私は、中国共産党じゃない、日本社会党ですから、お断わりしておきます。それから、あなたは大きな戦争になるといふことで、ノーと言ひこともあり得る、局地と云は言わなかつたが、局地的な戦争で、しかも緊急を要するといふことならイエスといふこともあり得る。これは議事録を見たらわかりますよ。御自分で言つたことを忘れて、私が先入主を持つておると言う。そんなことはないですよ。私も餓鬼——餓鬼じゃない、青年部長、そのときからあなたを知つてゐるのだから、誤解もロクカイもないのです。あなたの性格だから、そういうことを言うのはわかる。わかるから、重要だと申し上げておる。それで、あなたは、やはりそのところろは、みづからまた種は刈りとりつてもらわなければ困る。何といつてみても、七〇年代のアジア

地域における極東の平和というものは、中曾さんがいつもおっしゃっておられるのが、軍事優先ではない、外交優先だ、その外交優先でなければならぬ、私も賛成です。その立場であなたも片づけように向かいますか、それともわなければ困るのです。いかがですか、そこはどうか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、日本の国益に照らしてイエスもあればノーもある、こういうことをはっきり言っておく。それは局地戦の場合はイエス、これは国益に合致するという、さような言い方はしてならないつもりでございます。これは、いすれよく速記録を読んでいただければわかります。いま申し上げるように、いろいろ議論はございます。いま申し上げますが、とにかく私は、ここで申し上げるまでもなく、日本を軍国化するつもりはございませんし、また皆さん方も許されたい、国会が第一許さない、かように私は思っておりますから、これはもう安心だ、かように外国に對しても胸を張って言っていただきたいのです。政府がどうあると、国会自身がそういうことは許さない、これはもうはっきり言っていたください。これは私は、国会のつとめだと思いますので、周恩来首相がどう言おうと、もう日本社会党の立場から、周恩来首相の傘下じゃないのだから、必ず胸を張って国会は許さない、これはもうはっきり言っていたくださいと思ひます。そういうようなことは、もう考えないでください。われわれは平和に徹する国だ、それでやっています。またそのことを言っておくのです。しかし日本は、安全を確保する意味において、自衛力だけでは足りないから、日米安全保障条約を結んでおる。そのことは、はっきり御賛成ではないか。これはやはり国民の大多数が支持しておりますから、このことも認めていただきたいと思います。安全保障条約を締結する以上、日本の安全も確保するが、同時に軍事基地はつくる、この意味においての事前協議はある。その事前協議は、先ほど来何度も申し上げますように、国益に照らしてノーもあるがイエスもあるのだ、このことを誤解

のないように願っておきたいと思ひます。そうして敵視政策をとるか、あるいはいはいわゆるどうこうするとか言われるが、台湾海峡に問題が起こるといふことは、重ねて申し上げますが、台湾から大陸反攻するといふ、そういう場合だけが問題が起こるのではありません。やはり大陸から台湾解放という運動は出てくるのです。そういう場合もあり得るのです。そういう事態に一体どう対処するか、このこともよく考えておいてもらいたいと思ひます。私は、韓国と同じように、台湾地域といふものは、わが国に近接している地域だ、かように思ひますし、これは、わが国に對する直接の進撃、侵略ではございませぬけれども、私どもも、よほど気をつけなければならぬ問題だ、かように思っております。したがって、それより以上には、ニクソン大統領とのコミュニケでは出てないはずであります。だから、その点は十分御理解をいただきたいと思ひます。

それからまた、たゞいま新聞をお読みになりましたが、最近アジアあるいはもっと広い範圍を軍事基地にする、こういうものが出ております。けさ私もそれを聞いてびっくりしている。しかし、こういうことは、いすれ沖繩自身が日本に祖国復帰すれば、そのときには十分協議しなければきめ得ないことでありますから、いま施政権を持っているアメリカだから、かつてなことを言っていると思ひますけれども、それは、そのときになって十分協議すべきだ、かように思ひます。

簡単に申し上げて、誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○大出委員 私ども決して誤解をしていない。正解をしている。だから、これは私心配なんです。あなたは、いまびっくりしたとおっしゃっているのですから、まさかああいうことをリーサー氏が言っているとは思わなかったのでしょうか。だから、びっくりしている。あれでは極東の範圍もへちまもないといふことですから、これは明確にいまのうちに断わっておかなければ、日本の政府の意思をはっきりしておかなければ、無用の混乱が

沖繩に起こるから、そのことを言っておるのです。内政干渉、内政干渉と言ひけれども、あなたのほうから台湾に足をかけるから、向こうもああ言っている。だから、お互いさまです。私は、決して中国共産党ではない。日本共産党でものを言っている。これだけは申し上げておきます。

そこで四、五分、時間をかりまして、せっかく金谷さんにおいでをいただきましたから、一言承っておきたいことがあるのでありますが、ゴルフ場問題で、最近、私も資料をいろいろ入手いたしておりますが、私に言わせると、これはどうもまづいのです。必要ならば、いかようにも資料を出しますし、証人を参考人として呼んでいただきますが、大厚木カンツリーというゴルフクラブ、本社が大阪市北区万歳町、スポーツ振興株式会社という会社が経営して、木下俊男さんという社長さん、金谷さんは、この木下さんという方は、よく御存じのはずだと思いますが、そうでございますしうね。

○金谷説明員 同郷の友人でございます。

○大出委員 同郷の友人だといふ話でございすから、それ以上の御關係を承ることは、失礼ですからいたしません。この方がゴルフ場をおつくりになるといふことで、大厚木に計画を立てた。それが一年ばかり延びております。本年の六月、こういうのだそりでありますが、さて、ここで発起人になった方々がずらりと並んでいる。勧業銀行の会長さん武田満作さん、それから三菱電機の社長で、例の兵器工業会の会長である大久保謙さん、日本石油の社長さんである上村英輔さん、日本石油にも防衛庁からずいぶんたくさんの方が行つていらつしやる。これは私、天下りの問題のときに資料を集めたので、全部持っております。それから三菱電機にも防衛庁からたくさんの方が行つていらつしやる。また、いすゞ自動車、この社長の橋本吉吉さん、ここにずいぶんたくさんの方々が防衛庁からおいでになつてゐる。それから小松製作所の社長さんの河合良一さん、ここも同様で、ずいぶんたくさんの方々が、装甲車をずいぶんつくつておりますから、行つていらつしやる。それから川崎重工業の社長さんの四本澤さん、ここもたいへんな取引先です。それから横浜ゴムの社長さんの島崎敬夫さん、これも防衛庁からずいぶんたくさん行つておられる。こういう方々が発起人です。私、これを調べてみたところが、金谷さんは、調達実施本部に御關係の会社にだいたいの口をきいておられる。これらの発起人でこれだけのものをおつくりになつたが、最初は千二百人ばかりの方を集めるといふので、二十七ホールかそこらの――私は、ゴルフをよく知りませんが、構想であつた。ところが口をきかれて、いろいろスポンサーが出てきて、會員もふえてきた。いつになつても募集をやめないといふことになつてくると、これは五千人から七千人近く集まつてきているといふことで問題が起つて、御存じのとおり応募した會員諸君が刷新をしなければならぬといふので内紛が起つた。その中で前田久吉さんなんかやめてしまつた。東京タワーの会長さん。前田さん、かんかんにおこつています。この方の性格上、お國のためになる庶民一般のゴルフ場ができる、そういう意味で賛成をした。そうしたところが、木下というやつは調べてみたところでもないやつだ。あれは確かにとんでもないはずの男だつた。とんでもない前がある。前があるといふことはよくないけれども、それでしよう。そこへもつてきて今度は、防衛庁がてつぺんからも言うなんといふことはとんでもないことだ、お國のためにならぬといふことで出てきた。国会へ出ていって証人でものを言つてもいいという、そこまでのことを言っている。だから私がこの席で提起しているのは、前田さんにおいでをいただこうと思つて理事會に提案をいたします。本部長さん、あなたは、雑誌だから、人が書いたのですからほんとうかわかりませんが、次官におなりにならうといふ方です。――そう書いてありました、真実のほどはわかりませんが、これは長官の御意思です。だから、だけれども、四次防といふものを目の

前にして、そこに蒲谷さんおいでになりますけれども、通産省からおいでになった森田さんがおなくなりになったり、山口空将補さんがおなくなりになったり、私はそういうときに引つ張り出されて、党の立場から質問させられた。しょうがないけれども、いい気持ちはしませんよ。私は、こういう時期はよほど気を付けてもらわなければ困る。そういう意味で、あなたは方々に口をおききになった、どういう意図で口をきかれたのですか、承りたいのですが。

○金谷説明員 発起人につきましては、会長、社長が直接皆さんに御依頼になったように承っております。私は関係いたしておりません。

○大出委員 それはそういう形をおとりになったのでしよう。あなたはそういうことをおっしゃったって、一カ所や二カ所じゃないですよ。あなたはそんなこと言ったって、起工式にもおいでになっていないじゃないですか。ちゃんと写真までありますよ。なんでおいでになったのですか。どういう資格ですか。

○金谷説明員 クラブハウスの起工式がございまして、入会者の代表ということで玉直しをあげてもらいたいという御依頼がありましたので、当地に二十分ほどおったということでございまして、当日休暇をとって参りました。

○大出委員 それは休暇というのはあとから処理もできますから。あなたは去年の七月九日行っておられるのです。水曜日です。ウィークデーです。明確に、写真にちゃんと写っていますから。御無礼です。お出しませんが、あなたは中心ですよ。方々からその話が出ているのです。一カ所や二カ所じゃない。新聞が書こうとしたとき、営業のほうから、その記事はやめてくれ、編集のほうは書かせろという冗談じゃないですよ。しかもあなたはあんなに、そういうことを個人の資格でやったとまでおっしゃっている。私は人を出したていいですよ。そういうことで、ゴルフの問題というものは何の法的規制もない。総理もゴルフはお好きのようだ。よくゴルフ焼けて答弁されるのです。

から、たいへんお好きのようです。ですから事情は私より総理がよく知っていると思う。私はゴルフのルールも知らない。だけれども、とにかく防衛庁の調達本部長さんが、自分の関係のある会社が一ぱいあって、てっぺんからの言うようなことを、個人の資格であつたて言っているじゃない。私はそう思う。あなたは水曜日、休暇とおっしゃるけれども、行ったことはお認めになった。防衛庁という重大な役所の機構の中にあつて、休暇までとって起工式においでにならないけれども、それはプライベートなことはありまじやう。ありまじやうけれども、増田さんのときに、防衛庁の方々が方々でゴルフをやつて、それが時間中で何とか名目をつけてやつておつて、写真まであつて、増田さんがあつたことは御存じでしよう。島田さんが往生した。あのときに私はおつたんだ。そういうことはいけませんよ。こういう時期に何と心得ているのですか。もう少し先があるの、そのところまずあなたの考えを聞きたい。どういうつもりですか。

○金谷説明員 御説のように今後行動を慎重にいたしたいと思ひます。

○大出委員 もう一つ承りたいのですが、同郷の友人木下さんという方、そうすると、どういふ方かというところはあなたよく知つておられると思う。個人の名誉でございまして、私はそれ以上言いませんが、感心しない。

そこで白浜の温泉がございまして、この白浜温泉に、何々荘にしておきまして、これは木下さんが買った。あなたにお使いくださいと言つておる。それは友人だからいいということかもしれぬ。しかしこういうことも勘ぐればいろいろあるでしよう。私は理事会に提起をして言うておる方に出てもいいですけども、あなたは、やはり今後気をつけますといふおっしゃったが、まだほかに意図があるのではないか。これもうそかほんとうかわからぬけれども、人間の気持ちだからわからぬけれども、和歌山から選挙に出たなるとかなんとかいふ話まである。そうすると、ま

すますもって不可解なんですよ。したがって、そのところをもう一べん、そこまで言う必要はありません、あなたのお立場もありますから、簡単でけっこうですから……。

○金谷説明員 白浜の旅館のことだと思ひますが、それは、実は私の中学校の同級生が向こうにありまして、本人は織物会社の社長をしておりまして、それがたわら旅館を経営しておりますが、しろうとなので、それから非常に経営が困難になつたといふことで、だれかに売りたいといふことで売り口をさがしておつたのですが、たまたまこの人に買つてもらつたんだといつて私に話があつた、そういう程度でございまして、それ以外に何も関係はありません。それはゴルフ場の問題がどういふこととつと以前のことでと思ひます。

○大出委員 私が言い過ぎであるとすれば、それは訂正いたしますが、私の調べた限り、時間がありませんから、実は同僚の時間を使つてしまつて何とも申しわけないが、実は私の調べた限り、それはあなたいろいろおっしゃるけれども、どうもそれこそ、それも誤解だ、曲解だとおっしゃるかもしれないが、私の調べた限りは、たいへんなこととがいろいろあるのです。こういうことを現職で言つたという人までいる。しかもあなたを通していろいろ聞いた方の話によると、個人の資格でといふことをあなたはおっしゃつたといふことまで言う。そうすると、これは捨てておけない。総理、これは事はこれだけゴルフ場の問題等でやましい。千二百人といふことになつておる。日曜に行つたてやればはしないといふことで、金を集め過ぎておる。それでこういう大騒ぎが起つた。これは捨てておけませんよ、総理。私はあんな個人を傷つける気はない。ただ不可解千万だ。防衛庁にこういうことがあつてはいかぬと思つておる。天下りだつてそのまゝにしておいちゃいかぬ、何とかしなければならぬ。そういうことも含めて総理の御見解を伺つて終りたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私もゴルフが好きですから、しばしばゴルフの問題についてとやかく言われるのですが、最近では、はつきり普通の日はやらない、ただ日曜日だけ、日曜ゴルフ、こういうことでございまして。こういう事柄は非常に厳格にやつてもなおかつしばしばいろいろとやかく思われやすいものであります。ただいまのように私の区別ははつきりしておると思ひますけれども、どうも事柄は公私の区別が混淆しやすい、さういふ御注意だと思ひます。私も各人の休日における自由な行動、それは拘束しようとは思ひませんけれども、公私の区別ははつきりさせて、さうして不信、誤解を招かないように一そう注意する。またいまのゴルフ場の問題ですが、私は千五百人も会員をとる、そういうゴルフ場は実際はできないようなことじゃないだらうかと思ひます。最近はどうもゴルフ場経営が、損をしない、そういう関係で会員を相当多数にしているところが多いようです。このことは、むしろメンバー自身がゴルフができないといつて苦情を申しておるようでございますから、当然適当な数であるべきだ、かように私も思ひます。御注意ありがとうございまして。氣をつけます。

○天野委員長 木原実君。

○木原委員 総理に一つだけ伺ひたいと思ひます。

去る四十二年アメリカに渡られまして、時のジョンソン大統領と会談をなされたときに、中国は脅威である、核兵器を持つ中国は日本にとって脅威である、こういうことを述べられて共同声明に出たおるのです。考えてみますと、これはたいへんなことだと思ひます。一國の元首が同盟國の元首のところにおもむいて、私の隣の國はわれわれにとつても脅威である、こう声明をされた、これはたいへんなことだと私は思ひます。当時、帰られまして羽田での第一声が、御案内のとおり、國民は自分の國は自分の力を守る氣概を持て、こう発表された。あれこれ考え合せてみま

すと、これは先ほどの同僚議員の質問と関連いたしましてたいへんなことだと思ふのですが、いまの中国に対しての御認識はやはり変わりませんか。

○佐藤内閣総理大臣 残念ながら変わりません。

○木原委員 そうしますと、日本の防衛の基本的な問題は、脅威のある国が隣に存在を、このことに基いて立てられている、こう解釈してよろしいですか。

○佐藤内閣総理大臣 日本は、しかし私どもは別に仮想敵国を持つてゐるわけじゃないですね。

ただいま、なぜ脅威だと、かように言うかという、御承知のように核武装をしてありますね。そして、それはほとんど進んで充実しつつある、いま国際的には核拡散防止条約、その方向で進みつつある、しかしこれに対する態度も明確にしない、ない、そして国際的なつき合いをしない、そういう国があること、これはたいへん私は脅威だと思います。それから最近言つておられますことも、今度の広岡君などははっきり言つてゐるが、中共は臨戦体制だ——一体何で臨戦体制をやらないければならぬか。私もいろいろ考へてみまして、私も自身は平和愛好国家、平和一途、それに進んでおるのですから、どういふところが臨戦体制になつておるのか。そして隣の平和愛好の日本をああいうように頭から攻撃するが、これは一体どうなんでしょう。私はどうもあまり隣のことをとかくは言いたくないです。あまり批判しますと逆に返つてくるでしょう。あまり言いたくありませんが、お尋ねがあるから、ただ私がふしぎに思つてゐる点だけを明確にしておきます。これはおそろしく木原君もそういうふうにお感じじゃないだらうかと思ひます。

○木原委員 残念ながら時間がありませんが、たいへんその辺に大きな問題があるかと思ひます。

もう一つ私が尋ねたいのは、中国が脅威である、仮想敵国云々の問題は長い論議がありまして、御案内のとおりいまだに明確でございませ

ん。われわれもまた政府が公式の席で仮想敵国が存在すると言ふようなことは、これはもうたいへんでございまして、そのことはあらためて問ひませんけれども、ただ日本の防衛を考へていく場合、自主防衛、これからは安保が補完の關係だ、こう言明をされております。その場合に、日本防衛の基本的な基礎は、依然として、総理のおっしゃられるように、やはりわれわれに脅威と感ずる国が隣にある、この前提に基づいて防衛の体制をつくつておるといふことは、これは御確認いただけませんか。

○佐藤内閣総理大臣 私はこの国の防衛、安全を確保する、これは二つの対応すべきものがあると思ひます。一つは直接侵略である、もう一つは間接侵略といつてゐるもの、この二つがある。これは私、国際情勢の考へ方から、いま日本に対して直接侵略の危険あり、かように申しておるわけじゃないですね。しかし間接侵略のおそれ、同時にまた、間接侵略とは言われないが国内において秩序を破壊する、警察力以上の力をもつて破壊しようとするもの、これのあることもわかります。これは否定できない。最近の反戦委員会といううな名前のもので（木原委員「これは防衛の対策ですか」と呼ぶ）それはやはり国内対策ですね。そういうものが間接侵略の機会をつくらぬとも限らない。かように考えますと、二つのやはり対策をしなければならぬ。だからいま言われたように、脅威があるからとか何とかいふことだけでなしに、国際情勢そのものが固まらない、こういう状態のもとにおいては、この国を守る自衛力にはやはり必要だ、かように思ひます。いまのようない国内的な体制のものもある、御了承いただきました。

○木原委員 残念ながら時間がありません。いづれ、総理が脅威の存在する国がある、こういうことをおっしゃいましたので、それに基づきましてあらためてひとつ防衛庁長官とやりとりをいたしたいと思ひます。

○天野委員長 伊藤惣助丸君。

○伊藤惣助丸君 佐藤総理に、国連憲章改正の問題、また安保問題、基地問題、この三点について基本的な考へ方を伺いたいと思ひます。

総理は去る三月、万博の開会式の前あたりまして記者会見を行ない、そこで国連憲章改正の問題を発表しました。その内容は、国連憲章にある旧敵国条項の削除問題、また安保理事会の常任理事国に与えられております拒否権のあり方、もう一つは地域紛争解決のための国連軍創設などの問題、このような具体的な問題の提案がなされたわけでありまして、このことは、わが党としても以前から関心を持ち、さらにウ・タントの日本訪問において、佐藤総理が十五日にウ・タント事務総長と一時間二十分わたつて会談をした、このようにいわれております。また政府としても今秋国連総会でこういった問題を提案する、このようにもいわれております。そこで総理に伺いたいのですが、ウ・タント事務総長との会談で、もちろんこの話は出たと思ひますが、ウ・タント事務総長は国連改組の問題はきわめてきびしいというふうな発言があつたように聞いております。そこで、総理にウ・タント事務総長とのこういった問題を話し合つた感觸について伺いたいわけですが。

○佐藤内閣総理大臣 御承知のように、憲章の改正といふことになる特別決議を必要とする、そこではなかなかむずかしい問題があります。こういうことをウ・タントさんは言つておられます。しかしだんだんそういう世論が醸成されてくると、おそらくウ・タントさんも善処されるだらう、私はかように思ひます。ただいま申し上げるように、特別決議を必要とするといふことではございませぬ。

○伊藤（徳）委員 基本的な問題でありますので、少し中身のことを伺いたいと思ひます。

この一番先の旧敵国条項あるいはまた信託統治条項の削除、これは比較論として容易にできるのではないか、こう思ひます。しかし安全保障理事会の改組の問題については、理事国の拒否権の對象になる、これが非常に問題なわけでありませぬ。

そこで、最も考へなければならぬことは、特にソ連ですね。ソ連の動向であると思ひます。アメリカ、イギリス、フランス、こういった国々は、比較的容易に了解されるという期待はあると思ひますけれども、それに比べてソ連は非常にむずかしいのではないかと、そう簡単にいかないのではないかと、このように思ひますが、この問題について総理は今後どう根回しまたは対処をされるか、その点伺いたいわけですが。

○佐藤内閣総理大臣 伊藤君にお答えいたしますが、基本的に全部申し上げるといふわけに参りませんけれども、要点だけ申し上げると、国連憲章ができた、それからちょうど二十五年たった、しかしその二十五年の間にずいぶん世の中が変わつてきてゐるはずだが、どうも憲章そのものは、サンフランシスコでできた当時のその体制のもとで、ただいまなお運営されておる。このことは一つ問題なんじゃないだらうかと思ふ。

そこで、具体的な問題もさることだが、ただいま二大軍事強国、それは申すまでもなく米ソ、この二大強国が終戦時緊張してゐた。その間が緊張であつた。そのために生じたものがいづゆる分裂国家だ。それが東西にあり、ことに日本周辺にはその分裂国家が多数ある。三カ国もある。そういうふうな状態を早く解消していかないと、真の世界の平和は達成されない。国連の真の望むところのものはそれではないか。幸いにして、その二大軍事力を持つ米ソ、その両国はただいま共存關係には立つておる。平和共存關係には立つが、そのときできた分裂国家、それはいまもそのままだ。そうしてアジアにおける分裂国家、これは朝鮮半島また中国、さらにベトナムと三カ国もある。欧州ではドイツ、これは東西に分かれてゐる。しかしこういうものが一日も早く解消される。これが国際的に望ましいことで、こういうことをどういふように考へるか。そういう意味では米ソがいま雪解けの状況にある、そのときこそこういうものを解決すべきじゃないか、こういう話も実は腹を割つてお話をしたのであります。それに対

するウ・タンさんのお話では、どうもアジアの問題はなかなかむずかしい、ドイツのほうで案外早く片づくのじゃないだろうか、こういうような話もされました。これはそのまま御披露していいんじゃないかと思っております。とにかく私は、やっぱり二大軍事力、この国家がこういう状態について積極的な責任を持つような体制でない、これからの真の国際平和は達成されないといまだに思っておりますので、そういうことは大つぱらに私は申し上げたいわけでありまして。最近、さらにそれに対して中共、北京政府というものがあつて、あるいはE E C諸国もある。またアジアにおける日本のような平和国家の一群もありまして、それから、そういうようなところが勢力分野としてこれから考えられる。アメリカ、ソ連、E E C、中共、さらにまた平和国家群、かように考えていいのではないだろうか、かように思いますから、こういうものをまとめていくところ、それが国際連合である、かように思っております。その基本的な考え方については、大體理解は同じようでありまして。ことに私もいま万博を大阪で開催しておりますが、万博こそいまのような点を明示することのできるいい勉強の場じゃないかと思っております。ここには南北問題もあるし、人種問題もあるし、また各国ともたいへんな差がある。中共こそ参加しておりますが、その他の国は全部、おもな国が七十七カ国ですから参加しておる。こういうところからもあれはいい勉強の場だ、かように私は見ております。かような事柄がウ・タンさんにとんなふりに印象づけられたか、これはひとつウ・タンさんからもよく聞きたいことであります。

基本的な問題について申し上げます。  
○伊藤(徳)委員 あまり時間がありませんので、とめて申し上げますが、この中身を少し見ますと、政府は現在あります常任理事国、五カ国ありますが、その一員にもなりたいというような意図がある。そして現在の常任理事国の数はふやしたほうがいいのじゃないか、こういうふうに考えておられるようではありますが、何カ国ぐらいが適当と思っておられるのか。

また準常任理事国の構想、こういうものも一部伝えられておりますが、こういう準常任理事国の役割、また範囲、あるいはまた何カ国ぐらいで、どういう権限を持たせるかがあるのか、政府の考え方について伺いたいわけでありまして。

○佐藤内閣総理大臣 理事国に日本も立候補して非常任理事国になりたい、いまかのように思っております。何カ国がいいか、そこらのことをいまここで申し上げるというわけにもいかないかと思つております。どうもこの安保理事会というものが、やっぱり問題になるのはビートルの件だと思つております。どうも基本的には拒否されるかどうかという問題、そこらにも一つ運営上の問題があるのではないかと、かように思つて、数が多くなつて、いまの拒否権制度がそのまま残れば、よほどむずかしい問題になるだろう、かように思つております。

○伊藤(徳)委員 私たちが一番注目しておりますのは、国連の平和維持機能のことでございます。その平和維持機能を強化したい、またすべきである、こういう点についてはわが党も強く従来から主張しておりますし、政府もそのようでございます。ただし、その平和維持機能というものを強化するにあたっては、いろいろな方策があるわけでございます。これはかつて中曽根根官が、三月三十一日の参議院予算委員会でございますが、ここで国連協力に關連して、国連の平和維持機構参加のため、外務省の方針に従つて自衛隊法の改正を検討するかもしれない、または将来にわたつて——これは言い直してあります。三十一日の夜に記者会見をしまして、言い直してありますけれども、いづれにしても自衛隊法を改正する方向で発言をしております。その点について防衛庁長官から伺いたい。また総理からもこの点の総理の構想が長官と一致するかどうか、その点について伺いたいわけですが。

○中曾根國務大臣 そのときも申し上げましたように、私は政治家としての哲学で、民族非武装、人類武装、公明党とよく似ているんじゃないかと思つて、そういう個人哲学を持っております。できるだけ世界を平和にしていこうためには、各国がおの個別的に武力を持つていていいというところは、なるだけ早くみんななくしたほうがいい。そういう意味で、国際連合の精神及び憲章を守つて、できるだけ世界平和をわれわれもつくるように努力していきたいと思つております。

そこで、自衛隊に關しては、目下のところはそれが許すようになれば、国連の平和監視行為——これは平和監視行為という意味であつて、国連軍といふ考え方ではないのであります。そういう仕事について、もし将来環境が許すようになれば、検討してもよいのではないかと。もしそういうことが国民世論としても許すようになれば、そのときは自衛隊法の改正ということも検討すべきではないか、そういうことを申し上げたのでございまして、いまだどうするということを申し上げたものではございません。

○佐藤内閣総理大臣 いまの中曾根君のお話、わかりだろつと思つております。私も、いま、国連の今後のあり方、別に力には力をといて、こういう意味で国連軍を創設する、こういう考え方は、よもや国連の中にあつたらうとは思いません。しかし、いわゆる国連の中にある機構を通じて、やはり紛争を未然に防止するとかあるいは紛争の調停とか、こういうようなことに乗り出し得るだけの機能を備えたものが必要だろう、かように思つて、申すまでもなく、力には力、かようにいふことになれば、ソ連よりもアメリカよりも強い軍事力が必要だ、かようなことになるのです。そういうものを持つたら、それこそ第三のアメリカができて、ソ連ができていくことで、これは望ましい形ではない、かように思つて、しかし、別な考え方では、いま言われるように監視機構あるいは未然に防止する、そういう力あるいは調停する機能、こういうようなもの、いろいろ考え方があろうか、かように思つております。

○伊藤(徳)委員 公明党も、国連の強化についてはもちろん賛成であります。しかし、その国連の強化という名目で、現在の自衛隊が、海外派兵であるとかあるいは派遣の突破口としての改正、あるいはまたその口実になつてはいけない、このように私たちは思つておるわけでありまして。特に、わが国は平和憲法のもとで、国連協力といった場合でも、軍事によらない、経済的、文化的、またその他の面で協力は今後十分できるんではないか、私はこのように思つております。そういう面からいまして、長官が先ほど、公明党とちよつと同じじゃないかといふようなお話がありました。その点では全然違いますし、また、公明党のいう国連警察軍といふものが創設された場合でも、その参加するといふことについて必ずしも否定はしませんけれども、しかし、その選択については、国連憲章が厳格に履行されるという前提がそこにあつて初めてわれわれも参画できる、このように考えております。また、そういう観点から見ますと、現在の朝鮮にあるような米軍の、国連軍といふんですか、ああいったものについては協力できないといふこともないと思つて、その点については明確にしておきたいと思つております。

いづれにしても、ほんとに、今後国連中心主義または国連協力という面を通して、平和のために徹するというならば、将来ともに自衛隊の派遣や派兵といふものをしないで、ほかの協力で平和維持機能強化に貢献すべきではないかと思つて、この点、総理から伺いたいと思つております。

○佐藤内閣総理大臣 私も同じような考え方、けつこうな考え方ではないかと思つて、ただわが国の場合、いまもお話しになりましたように、自衛隊を海外に派兵する、それはたいへんな問題でございますから、いわゆる警察軍といふ場合でも、よほど慎重に考えていかないとけないように思つて、もしも戦時そのものをやるようなこととあれば、これは私も、海外へ自衛隊を送る

能、こういうようなもの、いろいろ考え方があろうか、かように思つております。

○伊藤(徳)委員 公明党も、国連の強化についてはもちろん賛成であります。しかし、その国連の強化という名目で、現在の自衛隊が、海外派兵であるとかあるいは派遣の突破口としての改正、あるいはまたその口実になつてはいけない、このように私たちは思つておるわけでありまして。特に、わが国は平和憲法のもとで、国連協力といった場合でも、軍事によらない、経済的、文化的、またその他の面で協力は今後十分できるんではないか、私はこのように思つております。そういう面からいまして、長官が先ほど、公明党とちよつと同じじゃないかといふようなお話がありました。その点では全然違いますし、また、公明党のいう国連警察軍といふものが創設された場合でも、その参加するといふことについて必ずしも否定はしませんけれども、しかし、その選択については、国連憲章が厳格に履行されるという前提がそこにあつて初めてわれわれも参画できる、このように考えております。また、そういう観点から見ますと、現在の朝鮮にあるような米軍の、国連軍といふんですか、ああいったものについては協力できないといふこともないと思つて、その点については明確にしておきたいと思つております。

べきじゃない、かように思っておりますが、これも自衛隊の任務、それはもう法律で定められておる、その範囲に限定される。だから、国連そのものにいたしまして、わが国のような自衛隊を各々が持つようになれば、これはまた変わりがございませうけれども、現在はそのじやございませうから、いわゆる軍備を持つてゐる国と、その中にある日本のような特殊な国と、これは一緒ににかなかなかできないものだ。そこはよく考え、慎重に考える。この辺では、一緒にきらいかもわからぬが、どうも公明党さんと同じような考え方じゃないかと思ひます。

○伊藤(徳)委員 総理に伺いたのですが、ウ・タント事務総長は、ことしの秋に国連創立二十五周年記念がある、ぜひ佐藤総理に出席していただきたい、こういうふうに言われておるわけでありませうけれども、佐藤総理は、考えてみませうということでございます。御存じのように、自民党では総裁公選があるようでございますが、もし四選されました場合には国連総会に出席されるかどうか、その点を伺いたしたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 もし四選されたらとかなんとかいふような、四選問題と国連の二十五周年記念事業、これは別にすべきだと思ひます。ただ、非常にみんな心配しておりますのは、国連の行事にせっかく行つた、そこですぐやめた、それじゃちょっと困りやしないか。そこで発言もした、けれども、帰つたらすぐやめた、こういうことでは困るだらう。そこをよく考えなければいかぬ、こういうようなことだと私は思ひます。でありますから、この二十五周年記念事業、これは国連としても大事な行事です。これについては私も理解は持つが、はたして行けるか行けないか、まだたゞいまのところ、ひとつお預けを願ひたい、こういうことを申し上げたいわけでありませう。そういう意味で、たゞいまのことを一緒にしないようにぜひ願ひたいと思ひますが、どうもマスコミの興味は二十五周年のほうになくて、四選するだらうかしないだらうか、そのほうにたいへんウ

エートがかかつておるものですから、私、いまのような発言にならざるを得ない。御了承をいただきたいと思ひます。

○伊藤(徳)委員 安保問題について伺いたのですが、いよいよ今年六月二十二日に十年間の固定期限が切れます。そこで自民党は、もうすでに党議で自動延長が決定されて、そのとおりいくんじゃないか、このように思つてございませうが、ただ、そこで私たちが一番気になることは、最近の安保条約をめぐる、あるいはまた安全保障体制をめぐって、非常に変わつてきておる。たとえば、従来までは、安保条約を基調としてわが国の防衛を考へるというものが、自主防衛を主として安保で補完する。さらにまた、基地問題については、安保がある限り基地は当然返還されない、日本の施設、区域は提供する。それが最近では米軍基地を自衛隊が管理をする。さらにまた、沖縄返還については、事前協議について、先ほどもお話をありましたが、適正運用という新しいことば、いろいろな表現、またイエスと言うこともある、こういうように、われわれ国民の立場から見るとずいぶん変わつてきているように思ひます。

そこで、この六月二十二日を迎へまして、国民は、日本の安全保障、日本の防衛問題、さらに一九七〇年代の防衛はどうなるんだらうかということについて、さまざま考へてゐると思つてあります。そこでこの際総理に伺いたことは、もう一回十年前のあの安保を取りまとめた時点に戻つて、そしてその安保条約あるいは体制というものをいろいろな形で検討した当時の日米合同委員会の議事録をもう一回国民の前に公表して、そしてその中で判断してもらふ。また国民の立場から言うならばそれを知る権利、また政府としては知らせる義務があるのではないか、こう思つてあります。この際日米合同委員会における議事録を国民の前に公表すべきではないか、こういうふうに思ひますが、その点についてお答え願ひたい。

○佐藤内閣総理大臣 独立国家としてその国の安全を確保する、このことはたいへん基本的な問題だと思ひます。日本は経済的にはずいぶん発展をいたしました。ようやく、みずからの国をみずから守るという独立国家としての当然の権利を行使し得る、また義務も果たし得る、こういう状況になつてきたことを私も実は喜んでおります。御承知のように戦後の状態だと、これはもう食うや食わず、三百万人の餓死者すら出る、こういうようなときに軍備などを考へる、これはたいへんな行き過ぎだ。これは国内でもさうな議論はない。しかし何となくして日本の安全は確保したい、警察予備隊を持つ、こういうようなことでわずかに治安維持に力をいたした。主として間接侵略に対応する、そういう態度であつたと思ひます。しかし、たゞいまはたいへんな経済成長をいたしました、独立国家としてみずからの力でみずから守る。また国際的には平和に徹する国だから、やはり開発途上国に対しても経済的援助をする。二つの内外における独立国家の当然の責任を果たし得る、いまさういう状況になつたと思ひます。したがつて表現のしかたも、あるいは日米安保条約を基調とするという字句から自主防衛ということにやはり力を置いた。しかしこれが誤解を受けて、軍国主義化した、これはとんでもない言ひ方だと私は思つております。そのために自主防衛——自主に力を置きましてもやはり憲法はちゃんとあるし、シビリアンコントロールは厳然としてありますし、昔とはおよそ事柄は変わつておりますから、これは独立国家としてさうあるべきだ、かように私は思つております。

ただ、自主的な防衛を基調にする、かように申しましたも、私が申し上げるまでもなく、日本は通常兵器あるいは局地的侵略には対応し得るが、他国には脅威を与えないという一つの基本的な原則を持つておりますから、この自主防衛もおのずから限度があるわけですね。したがつて足らないところは必ずある。それはやはり安全保障条約でこれを補つていく、その基本的態度にはいまも変わり

りはないわけでありませう。

そこで、安全保障条約の期限が来る——期限が来るというのではなくて、それから一年の予告で廃止もできる、こういうような状態に置かれるわけですね。これはこの六月二十三日以後は一年の予告期間で廃止することができるといふだけでございまして、いわゆる改定だといふように考へるのは行き過ぎだ、かように考へます。いわゆる改定の期限が来たのだ、こういうのじゃない。私はいま申し上げるような基本的な考え方、基調とするとか自主的防衛だとか、こういうことは、昨年の暮れニクソン大統領と私の共同声明で、両国はこの体制を維持していく、こういうことを出したわけですね。そうしてそのことで当然、それこそ国内的にも皆さん野党の諸君からいろいろ批判を受けた。これがさきの、昨年末行なわれた総選挙ではないかと思つております。これが沖縄の返つてくるという事柄も一緒にして私は信任を得、そうしてその体制を維持しろ、(伊藤(徳)委員「時間がありませんので簡単に」と呼ぶ)はい。そういうことでいまやられておる、かように思ひますので、この点は明確だと思ひます。したがつて私は、さういふ意味で特殊なものについての公表は避けておりますが、あと限りい言言われるような必要な資料、国民にいろいろ誤解を受けないように、さういふことについては積極的な説明をする責任が政府にもあるし、国民は当然その国の安全保障の道をみずから主張し得る権利がある、かように私思つております。

○伊藤(徳)委員 きわめて大事なことでございませうのでと聞きかたつたわけですが、時間がありませんので、最後に三問ばかり続けて申し上げますのでよろしく。

一つは、中曽根長官が去る二十一日の衆議院内閣委員会におきまして、七〇年代の日米関係についてこう言つております。七〇年代は日米の親善関係は従来どおり維持すべきだが、条約そのものを現在のまま続けることは疑問の時代が来る。そしてこうしたことから安保体制は続くが条約の中

身は変わってもよい。いつまでも現在のものによ  
ら下がついていく必要はない。新しい時代が来たら、日米双方の新しい人が新しい親善関係を築いていくのが七〇年代の選択の問題として考えてもよい。現在の安保条約は一時期における安全保障の一つの態様だと思ふ、こう述べられております。しかし私どもは総理からは、日米安保条約は長期に堅持する、あるいはまた半永久的に安保は持つ、あるいはまた自動継続といつてもそれはいままでと変わらない、あるいはまた長期に固定化するといふような意味の発言があったわけでございます。このことはわが党の鬼木委員の質問にありました。防衛庁長官が長官になる前に、安保条約といふものは七五年で解消すべきだといふことと、現在防衛庁長官の立場になつてものを言う、半永久的に安保条約といふものは必要だといふことと違ふんじゃないか、こういう質問に對しまして、長官は、そうじゃない、それは新聞の報道が、ちょうど象の鼻や足をその面だけを見て言つただけの話で、実際には変わりはないのだ、同じなんだといふことを発言なさつております。そのことと総理の安保に対する考え方は大きく違ふように思ひますが、その点、明らかにしていただきたい。

さらに、時間がいまからとめて申し上げますが、安保条約を解消する体制は、どういふような国際環境、どういふときに安保といふものをなくす考えなのか、その点もあわせて答弁願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 この十年の期間を経過したから一体どうなるか。私どものように、安保体制は必要だ、こういうことに対しては、それじゃ半永久的に必要なのか、いつまで必要なのか、こういうことがしばしば聞かれます。そこで私が最後に申し上げたのは、いまだ改正する考えはない、廃棄を申し出る考えはない、このことだけははっきりしている。しかしそれがいつまで続くか、それは言ひかねる、こういうことを申し上げたように記憶しております。それはそういう発言がどこ

かに出ておるはずで。どうも言われるのは、堅持をする、そういうところから、半永久化じゃないか、いつまで続くんだ、こういうことだと思ふんで。だからそれに対しては、いま言ひ得ることは、はっきり申し上げることは、ことしそれを解消する、さういふ申し入れをする考えはない、こういうことをはっきり申し上げておきます。

そこでいまの中曾根君の言われ方、これは七〇年代といふことでありますが、七〇年か七一年か二年か三年か四年か、そこらのところはわかりません。これは研究問題だらう、また国民の選択の問題でもあらうと思ひます。私は、これをあまりかたくする必要はないのじゃないだらうかと思ひておきます。そうしていつになつたらこれが解消できるのか、こういうことでございしますが、片一方で軍縮が行なわれ、戦争はもうやらないんだ、こういうようなことになれば、安全保障条約は必要ない、これははっきりしておる。非常にはっきりした例を申し上げておる。しかし、それ以外にもいろいろの場合があるだらうと思ひます。そういう事柄を見きわめ、そのときにおいていふような宣言あるいは申し入れをすることがあるだらう、かように思ひております。

○伊藤(徳)委員 答弁漏れで、先ほど合同委員会の議事録を公表する考えはないかといふことの答弁がなかったのですが……一部は公表したことがある。

○佐藤内閣総理大臣 さつき申しましたように、公開できるものはほとんどやつておる。非公開のものについては、これはそれぞれ申し合はせがあるだらうと思ひますので、それはさつき大まかに申し上げたので、そこらは、これこれをなぜ公表しないか、それに対する直接の答弁ではなかったと思ひます。しかし差しつかえないものはできるだけ公表すべきだ、かように思ひます。

○伊藤(徳)委員 終わります。  
○天野委員長 和田耕作君。  
○和田耕委員 最初に防衛の根本問題について、ちやうどいい機会ですから、総理の御見解を

ただしておきたいと思ひます。

この国会の傍聴の代表質問の答弁によりますと、総理は、憲法は改正しないというおことばがありました。私、こういうのはっきり割り切つたお答えを聞いたのは初めてのような感じがして、非常に記憶に残つてゐるのですが、当分の間とか現在にしないとかいうのでなくて、とにかく憲法改正はしないといふように言ひ切つたように記憶しておるのです。また今度の日中覚え書きの問題で、周総理のいわれない誹謗に對して、憲法の改正はする気持ちはない、そうして平和と国家になつたんだといふことは、大出君の質問に對しても答えておられる。つまりこの際非常に大事なことは、何ぼ憲法改正をしないといつてもあつた問題について、総理ははっきり憲法改正はしない、少なくとも考えられる将来において憲法改正はしないと言明なさることができるとかどうか。

○佐藤内閣総理大臣 私に關する限りはつきり言えることです。しかし、これは将来一体いつまで改正しないのか、かように言われますと、それこそ国民の選択の問題だらう、かように私は思ひます。したがつて佐藤内閣が続く限り改正はないんだ、こういうふうに御了承いただいてもちつとも差しつかえございません。

○和田(耕)委員 次にただしておきたいことは、防衛の基本方針としていまも公明党の委員からの質疑がありました。自主防衛プラス安保条約、こういうことをはっきりおっしゃるようになつたら、これは内容のとおり方によつてはいろいろ問題があると思ひますけれども、私どもそういう基本的な考えには賛成です。

そこでただしておきたいのは、自主防衛といふ場合に、政治、外交といふものを自衛隊の武力といふものよりも優先して考えるといふ内容のものかどうか、この点ははっきりお答え願ひたい。

○佐藤内閣総理大臣 自主防衛、これは独立国家としては当然のことだ、かように申したのでございします。そうしてただいまの自衛力、また許

容される自衛力、これはおのずから限度がある、したがつてそれは小さなものだ、かように私は思つております。したがつて他の面の、いま言われまふような外交その他経済政策等が一体となつて、そうしてこれを補強していくものだ、かように私は考えております。それがどちらが先なのか、どちらのほうに重点を置かうかといわれれば、ただいまのところでは平和と外交に重点を置く、かように申し上げておる。

○和田(耕)委員 重ねてお伺ひしますけれども、相関連し合ひ補完し合うといふことはわかります。しかし現在日本の外交、防衛の基本問題として総理がその責任を持つておられる。そこでどつちにどうするかといふいろいろな問題が出てくる。そのときの判断のウェートの問題が非常に重要な問題だ。いまのお答えで、つまり外交あるいは政治、国民合意といふふうなものを中心にして、ウェイトがはつきり置かれて、今後も防衛の問題を処理していかれる考えでいらっしゃるのか。そういうふうにご考慮してよろしくございしますか。

○佐藤内閣総理大臣 そのとおりです。

○和田(耕)委員 安保条約は補完的なものだといふことですけれども、その内容については、日本は国策として持たないといふことを宣言しておられる。しかし国際的な常識に従えば、現在の戦争その他の問題を考へての主戦の兵器は核兵器である。核兵器を持たない、その点についてはアメリカに御協力あるいは御援助願ひなければならぬけれども、その他の在来兵器については日本でもやつていくんだといふお考えですか。

○佐藤内閣総理大臣 在来兵器についてははるべく日本でもやりたい、かように思ひます。しかしながら日本の国内軍需産業、これはよほど発達したとはいひながら、たいへん微々たるものですから、ものによりましてはやはり外国の協力を得なければならぬ、これが現状でございします。おのずからそういうものもあるだらうと思ひます。まだ当分ジェット戦闘機などなかなかできないの

じゃないでしょうか。あるいは潜水艦等にしても近代的なものではない、かように私は思っております。日本の軍需産業というものは、一部ではおそれられておりますが、まだまださようにおそれるような状態のものではない、これを申し上げておきます。

○和田(耕)委員 これは過渡的にはいろいろ問題があると思ひます。あると思ひますけれども、自主防衛プラス安保と方針を変更したと私は思うのですけれども、はつきりしたということにしても、けつこうです。けつこうですけれども、その場合に、目標として、核兵器は将来にも持たないんだ、したがって核の脅威に対してはアメリカの力に期待しているんだ。しかし在来兵器については、日本は将来——これは全部が全部ということはないでしようけれども、持つように努力していきたい、こういう趣旨に了解してよろしうございませうか。

○佐藤内閣総理大臣 そのとおりでございます。核兵器についてはいよいよ非核三原則、これを守っていく、こういう立場でございます。その他についてはいま言われるとおりでございます。

○和田(耕)委員 こういうことはないと思ひますけれども、論議の問題として、中共あるいはソ連が核の力をもって現実に脅威を与えてきた。内容はいろいろありましよう。その場合に、アメリカが色よい返事をしてくれなかったという場合は、これはしうがないわというふうな、その点についてはお考えになっておりますか。

○佐藤内閣総理大臣 そのためにやはり日米安全保障条約があるわけでございます。むしろ最近の核兵器というのはそれだけの力を持つておるが、同時に戦争抑止力を持つておる。これはアメリカだけが戦争抑止力を持つておるというわけじゃありません。核兵器を持つておる国は同じように戦争抑止力を持つ、そのほうになつておるのじゃないだろうか、むしろ使うというほうより、これは使えない、これは持つておるが使うじゃないんだ、そういう方向に向かつておるのじゃないか、かように私思ひております。

○和田(耕)委員 その点、私もそう思ひます。したがって、総理の防衛の責任者としての心がまえとして、核戦争を前提にしては防衛計画は立たないのじゃないか。核戦争があるかもわからぬといふことを前提にしては防衛計画は立たないのじゃないか。したがって、核の抑止力というものは現にそういうふうな動いておる。しかしまさかの核戦争があるかもわからないから、そういう脅威があるから日本でも多少はそういう考えをしておかなければならないのじゃないかという考え方が現に日本にありますが、その問題についてやはり総理の腹がまえというものは持つておかなければならないのじゃないかと思ひますが、どうでしようか。

○佐藤内閣総理大臣 核兵器はいま申し上げるうちに、やはり攻撃的な破壊的な力を持つ、やはりそれに対する対応策もなければならぬ、しかしみずから戦争抑止力というものはある、これを申し上げておる。私ども、抑止力だからそんなものは全然無視していい、かように申すわけではありませぬ。また自衛力を持つ、ということ、それを整備するということ、これは日本の自衛権の立場から、独立国家として当然のことだと思ひております。攻撃的なものは持たないけれども、しかし自衛という範囲においてその侵略に対してやる。その侵略が直接侵略ばかり考へるわけにはいかなない。間接侵略もまたわれわれのこの国を守るゆえに、かように思ひますので、やはり局部的な在来の兵器といへども、そういう意味では十分持つ必要がある、かように私は考へております。

○和田(耕)委員 そういうふうな意味で、つまり核戦争ではなくて局地戦争あるいは間接侵略という問題が、現にその脅威が全然ないと私も考へておりませぬ。したがって私どもは、最小限度の自衛力が必要だ、こう考へておりますけれども、その場合に総理、いま御質問しておりますのは、そういう問題として、核戦争というものを予想しない——もしこれがあつたら、これはもうしかたがないんです。しかたがないというのは無責任の

ように聞こえますけれども、これを予想しては対応策ができない。その予想の最小限度としてはアメリカとの協力でカバーしていかうというお考えでやつていただいておりますのですけれども、ぜひその態度を——日本が核兵器を持たないのだといふことを言つても、自民党の党内にもある、そんなものを持たなくて日本を守れるか、現在の世界の主戦兵器は核兵器なんだという議論に対してあまい態度をとらないで、そういうふうな割り切つて考へてみる必要がある、そういう時代だといふふうに私は思ひます。

そこで、先ほどの総理の答弁では、自主防衛の中で自衛隊の武力よりは外交、政治の問題を優先的に考へていくというお話があつたのですけれども、それが直接いま起こつておる問題として例の中共との貿易貿易の問題だと思ひます。きのう藤山さんがお帰になりました、台湾にもあるいは大陸中国にもいい顔ができない状態に來ておるのだといふことをおっしゃつておられる。おそろくそういう判断で使節団の松村さん、藤山さん、あるいは古井さんの一行は、とにかく大陸中国を選ばざるべき時期だ、こう判断されて、おそろく不本意ながらあの共同声明、覚え書きに署名をされた、こういうふうな私には判断をするのです。で、いろいろな新聞を見ますと、五〇%以上の国民は、しうないわ、あれは問題はある、周の總理の対日諍議について問題はあるけれども、中国とのつき合ひをしていくためには、ああいう使節団の措置もしようがないのではないかと、意見が五〇%以上あるように新聞の報道が見られる。こういうような問題を總理はどのように考へになるのか、あるいはこの局面でいままでの態度とは少しニュアンスの変わった態度でやらなければしうないわといふような、ゆとりのある考へ方をお持ちになるのか、あるいは現在正式に認めておる台湾という問題があるから、この問題については時間の経過にまかせるよりしかたがないといふ従来の態度をおとりになるのか、その問題について總理のお考えをお聞きしたい。

○佐藤内閣総理大臣 私は、在来の考へ方をいま変へるつもりはございませぬ。藤山君がどういふつもりで台湾にも中国にもいい顔はできないと言つたのか、そこらばかりは私どもが、私どもは、いままでの選択は誤つていなかった、そこに国際的な権利義務がある、したがって、それをやはり忠実に履行することが何といつても国際的信用的あるゆえんだ、かように私思ひております。中国の内政の問題、それについてとかくは言わない、こういうことで、やはり在来からのいき方を変へるつもりはない、かように御了承いただきたい。

○和田(耕)委員 そういうことであれば、私は自民党内の内政干渉がましいことは申し上げたくなのですけれども、今度の松村使節団というものは、国会の開会中に、しかも個人の資格じゃないです、院の決議を経て行つておられる。そして松村さんあるいは藤山さんが行かれるときにも總理は個人的にお会いになつて、何とかうまくやつてくれよ、こうお願いをしておられると新聞は報道しておる。その結果、使節団は個人の資格といつても、その個人の資格とは内容的に見て思ひつて重大なる疑問あるいは抗議をなさつておられる。その本人が今度帰つてきた。これは個人の意見として済まされませうか。

○佐藤内閣総理大臣 もちろん、私は、党としてこれには重大な関心があるから、帰つてきたらよく話をしてみないと、いまここでとかく言うわけにはいきませぬ。

○和田(耕)委員 私は、總理があるいは防衛長官が、台湾と中国の問題は中国の国内問題だ、これにいろいろ言うのはいけな、そういうふうなことばで言わなければならぬといふことも理解できませぬ。できませぬけれども、この問題は、總理も大出君の質問に対して答えておられたように、台湾のほうは正式に条約で認めておるんだ、しかし大陸のほうはそういう関係はないんだ、もしものことがあれば日米安保条約の、いわゆる共同声明等に

よって守るのはあたりまえじゃないかというよう  
なおことばから見ても、単に中国の内政問題だとい  
うような、どっちからもそう文句を言われない  
ような国会の答弁材料のようなことでは、現在の  
この中共問題も解決できない段階にきているん  
じゃないか。藤山さん自身が、どちらともいい顔  
をしてはできない状態にきている。かりにいまの  
状態が続くとすれば、まさしくエコノミックアニ  
マルということになる。とにかく貿易が必要だか  
らいろいろ言われてもしようがないわ、しかしこ  
れじゃ体面が保てぬから抗議だけはしておこう、  
そういう態度で今後もこの日中問題をやっていか  
れるお気持ちなのかどうかということです。

○佐藤内閣総理大臣 とにかく、私も、基本的に  
は長い付き合いをしておらないが、もともとたい  
へん深い親交のあった国、その間のみぞが非常に  
深くなっている、相互の不信は非常に強い、この  
不信に基づく誤解は解くべきだ、かように私は  
思っております。だからそういう努力はいたしま  
すが、それかといって、曲解をされている事柄に  
ついて、これははっきり曲解だということを言う  
のはもう当然のことだと私は思っております。こ  
の、その不信がどういうところからできたのか、  
これは全部日本がけしからぬ、こう言ってそれ  
で済むのか、やはり中共自身も、国際社会に復帰  
するとか、そういう努力はやはりされるべき  
じゃないか、そういう意味で、積極的に相互に誤  
解は解こうじゃないか、そういうような考え方が  
望ましいのじゃないか、私はかように思います。  
そういう点については、努力はいたします。しか  
しながら、ただ今回のものもそういう意味の一こ  
まだ、誤解を解く意味あるいは不信をなくする、  
その意味の一こまだと考えれば意味がある。ただ  
単に覚え書き貿易をするために、どんなことを言  
われてもしたのだという、いま言われたように  
エコノミックアニマルそのものだ、こう言われて  
もしかたがない、かように思います。しかし、私は  
このエコノミックアニマルというよりも、両国間  
の間の長い断絶がある、その相互の不信がある、

これはやはり埋めていく、それを解消していく、  
これは両国民のまた責任だろう、かように私は思  
います。そういう意味で、今回のことが全然意味  
がない、かように言い切るわけにもいかぬ、かよ  
うに思っております。

○和田(耕)委員 これ以上この問題を議論する時  
間もございませんので、ここで打ち切りますけれ  
ども、この貿易の基本問題として、やはり戦後の  
日本は平和なしに生きられない状態であること  
は間違いないですね、世界国じゅうと貿易をして  
いるということですから。と同時に、アメリカ  
とも、あるいはソ連とも、中共ともできるだけ仲  
よくしていかなければならぬ。アメリカだけじゃ  
どうもならぬということも事実であって、民主的  
な政府というものを今後とも維持していく、憲法  
のきめた政治を維持していくということは、非常  
に重要な要素になってくるというように思うわけ  
ですね。こういうようなことで、最初に御質問申  
し上げたのとおり、戦後二十五年たったこの状態、  
特に世界をまたにかけておる日本のこの貿易の状  
態、この貿易を日本が守ろうと思っても力を守る  
わけにはいきません。世界各国じゅう軍艦を出す  
わけにもいきません。したがって、憲法に書いて  
ある前文なり、九条というものが次第に大きな意  
味を持つてきたという感じを私は持つのです。そ  
ういうようなことで、そういう意味で憲法  
という問題について、特に平和条項あるいは民主  
的な基本条項については、総理の相当熱意のあ  
る、これはしっかり守っていかなければならぬ  
い——それは、憲法にもいろいろ問題もありま  
しょう、直さなければいかぬこともありましょ  
う、しかし、この平和条項、あるいはこの民主主  
義の条項、基本については、これはしっかりとし  
守っていくんだという御答弁が得られると思うの  
ですけれども、どうでしょう。

○佐藤内閣総理大臣 これはもちろん日本国民、  
ことに政府の最高責任者として、憲法を尊重しま  
すということは、これは当然のことです。  
そこで私は、やはり和田君にも、いまちやうど

見本のいい例が万博だと思えます。万博は、これ  
はもう世界各国から集まってくる。ここには人種  
問題あり、南北問題あり、それが如実に出てい  
る。経済的な差等もはつきり出てきておる。あの  
パビリオンを一巡されれば、どこはどうというこ  
とはすぐわかってくる。これは中共は参加してな  
いから、中共をとやかくいうわけにはまいりませ  
んけれども、すべての国がそこへ出してきてい  
る。たいへんいい勉強になると思えますね。ただ  
お祭騒ぎだけだに、こういう種々な国、種々  
な国内事情があるにかかわらず、これから仲よく  
やっていく、こういう場合にどういうような方法  
をとるか、これが、私が施政方針演説でも言わん  
として言うことが十分でなかったように思うので  
すが、国内で私どもがなすべき幾多の新しい問題  
があるし、同時に国際的には開発途上国に対する  
援助をやる。それが日本の当然の責務じゃない  
か。これを果たしてこそ最近の一九七〇年代に処  
する意味がある、こう言えるんじゃないか、かよ  
うに私は思っております。でありますから、いま  
中共あるいは中国大陸の問題が身近な問題として  
浮かんできてはおりますけれども、やっぱり国際  
情勢の一コマとしてこれを取り上げる。そうして  
お互いに不信をなくし、そうして友好親善を結ん  
でいく、こういうことが望ましいことじゃないか、  
かように思います。

そこへいくと、やっぱり言いたいこともときに  
は遠慮して言わないこともある。これは当然のこと  
とだろう。一〇〇%率直な言い方もいいですが、  
一〇〇%ものを言って、そうしてあとで取り返そ  
う、そういうわけにもなかなかいかぬだろう。そ  
こらは、お互いにやっぱり相互の深い不信、その  
理解のないところは、そういうものをなくしてい  
くという、努力をする。そのためには、やっぱり  
ある程度言いたいことも言われないにならない  
と、やっぱりこれはできることじゃないだろう、  
かように思います。

○和田(耕)委員 そのお気持ちは理解できます。  
が、先ほどからいろいろくどくど言っておりますよ  
うに、現在の日本、世界の中の日本、どこの国とも  
仲よくしていかなければならぬ日本、これは武力  
で守ろうとしたって守れない日本ですから、ぜひ  
ともそういうお気持ちを持って変転する状態に対  
処していただきたいと思えます。

それで最後に、私は特に憲法の問題、あるいは  
国民合意、あるいは国会運営等の問題について  
最後に総理のお気持ちを伺いたいのですが、  
実はこの前の総選挙前、昨年の五月、いや三月で  
したか、予算委員会、官房長官に、日本は少し解  
散が多過ぎるのじゃないかという御質問をしたこ  
とがありました。そうして、まあしかし御承知の  
とおりの事情で、総理は年末に解散をされた。  
で、今度の国会の初頭に自民党の水田三喜男君が  
国会運営の問題について、解散という問題につ  
いての御質問をなさった。こういう一連の問題をい  
ま考えておるわけですから、総理、どうで  
しょうか、総裁の四選という問題も今度なさろう  
と思えますけれども、この解散の問題は、私は総  
理に解散権はないと申し上げているわけではあり  
ません。これは昭和二十六年の両院法規委員会  
の決議によっても、そういうことはあり得るけれ  
ども、その運用については、十分注意をしないと  
いうことが、あの二十六年の両院法規委員会の勧  
告でもあるわけです。一つの方法としては、もし  
解散の必要があれば、衆議院の中でしかるべき手  
続をとってやりなさいということも勧告なさって  
おられる。こういう問題があるわけなんです。  
で、これは議論をすると、憲法上のいろいろの  
有力な反対議論もある問題なんですけれども、総  
理、現在の政局の問題を考えて、代議士諸君の気  
持の問題も考えて——気持ちというものは、解散  
を逃げるというわけじゃないですよ、解散がある  
と、とにかく国政に一生懸命にならないというこ  
とは事実なんですから、この問題を考え、こうい  
ういろいろいわくつきのこの問題について総理は  
現在どういうふうな御心境にあられるのかという  
ことをお聞きしたい。

○佐藤内閣総理大臣 これはもちろん日本国民、  
ことに政府の最高責任者として、憲法を尊重しま  
すということは、これは当然のことです。  
そこで私は、やはり和田君にも、いまちやうど

○佐藤内閣総理大臣　古い言い方であるいはしかられるか知りませんが、政府が持つ解散権、伝家の宝刀だといわれている。この伝家の宝刀をしよっちゅう引き抜いていたら、これは伝家の宝刀でなくなるので、これは慎重の上にも慎重でなければならぬ、かように思います。したがって、いま和田君が言われるとおりだと思います。

そこで、政府の身になって考えてみますと、政府が好きで解散をやっているわけじゃないのです。どうもしかし、政府を解散に追い込む、今度はず解散に追い込んでみせる、これが野党の合意ことばでもあって、そういうことを考えると、その辺もやっぱり慎重でいただいて、やっぱりお互いに解散のために政治はするのじゃない、国民のために政治をするのだ、そういうところで、やっぱり空白を起こさないような、そういう態度で、よくよくの場合でなければならぬという、政府にもそういうことが望ましいし、また野党から政府を攻撃するにしても、まああまり解散、解散言わないでやっていただきたい、かように私は思います。私もいままでずいぶん短い政治経験ではあります、一番短かったのは、前選挙から六カ月、抜き抜き解散をやつてその次がいわゆるばかやろう解散、その間たしか六カ月だったと思うのですね。私は、こういうようなことでは国民に迷惑をかけるだけだ、国民のための政治をする態度じゃない、かように思いますから、十分慎重にいたしたいものだ、かように思います。解散権のあることはあの条項をごらんになればそれは否定なさらない。だからもちろんでございますが、伝家の宝刀をそうしよつちゅうぶらぶらさすものじゃない、かように思つておるわけであります。

○和田(耕)委員 総理のそういう御答弁は理解できます。これは全体の憲法論議からすれば多数の意見であることは事実ですけれども、しかし三分の一以上の有力な反対の意見があることはもう御存じのとおり、これは大事なことでですね。日本の憲法の神さまといわれる尾崎弴堂さんがまっこうから反対をなさったという事実もある。しかし、

○和田(耕)委員 総理のそういう御答弁は理解で

いろいろのいきさつの結果、総理に解散権はあるけれども、しかし運用についてはいわゆる恣意的な解散はいけないのだという表現で、解散権の乱用をいまいしめている。野党の問題が出ましたけれども、これは解散というものがあるのだ、いつでも総理を追い込んでいけばあるのだということが前提になっているからああいうことも出てくるわけです。最近では、三年間くらいは解散しないといひましても、事実と同じことなんです。二年たてば解散になっていくという気持ちになればお互いに代議士諸君が、二年たてば解散を頭に描いて、そういう行動をとるわけですから、それが何かの都合で三年になっても三年半になっても同じことなんです。現在の総理あるいは代議士お互いの心がまえの問題がかわってこないと――それは必要があれば一年半でやってもよろしい、よろしいけれども、いまのような状態では三年半になるからいいじゃないかという考えはいただけないことなのです。そういう問題を、これは野党のわれわれも考えますけれども、どうも私この問題を全代議士の諸君にアピールしましたら、百人近い人から積極的な賛成がきております。そうして、その中で古い政党の指導者からは、いわゆる党利党略でもってあまりすっきりした答弁がきておりません。野党のどうのこうのということはありませんけれども、その点をひとつお考えになっていただけて、総理最後の大きな仕事として任期一ぱいの形で運用できるような雰囲気をつくつていただきたい、こういうように御要望したいと思います。終わります。

○天野委員長 東中光雄君。

○東中委員 時間がございませんので、二、三點  
総理にお伺いしたいと思います。

日米共同声明で、韓国の安全は日本の安全について緊要である、こう言われておるわけですが、韓国の安全がなぜ日本の安全に一体的に結びついてくるのかという点をお聞きしたいわけです。まあ戦前でも、朝鮮あるいはいわゆる満州、これは日本の生命線だといわれましたし、太平洋戦争に

入っていくときには帝國の存立はまさに危殆に瀕してゐる、帝國の自衛のために決然立つて戦うのやむなきなり、こういうことを言われたと思うのですが、要するにその場合も、中国における状態その他が日本の安全、存立に重大な関係があるということ、結局あの戦争に入つていった。発想方法が同じように思ふのですが、違ふんだつたらどことが違ふのか、どういふふうに韓国と日本の安全は結びつくのか、その点の御所見を聞かしていただきたい。

○佐藤内閣総理大臣　大戦前の状態と発想は同じじゃないかというお話ですが、根本的に発想は違ふ。その点を共産党の方にも御理解していただききたい。その違いはどこにあるか。申すまでもなくわれわれは平和憲法のもとにわれわれの防衛こそをはかるけれども、外国に対して兵隊を出す、そういうものでない、これははっきりしている。この国会でも各委員会を通じてそういう発言が随所に見られると思います。だからあの明治憲法と今日の

平和憲法、その相違、これはもうたいへんはつきりしているんですね。このことがわからないことでもないでしょう。いまさら説明するのも私は恥ずかしいぐらいたちと思うのです。お尋ねになるほうがどうかしているんじゃないか。このことはよくわかります。

状態です。これも外交関係を持っておりませんから、同じ日本人でありながら、これはやはりどういうふうになっておるか、それを知りたいのです。なかなかわからない。赤旗には出るか知りませんが、赤旗でも報道してくれない限り暴徒学生との消息がわからない。私どもたいへんな問題だと思っております。

私はいたいへんな例を申し上げて、いまのどういうわけかということにお答えしたわけです。だから私もほとんどどこまでも憲法のもとで隣に攻めていく、こういう問題ではございません。まして韓国に国連軍がいる。これは米軍です。日米安全保障条約、やはりこれで米軍に軍事基地を提供している日本の立場から見れば、韓国で問題が起きたらたいへんな問題だ。私もが関心を寄せているもののは、いまのような平常時においてもたいへんな不便、不都合を感じるが、さらに一朝事あるときにはたいへんな問題だ。最大なる関心を払うのは当然のことでございます。

○東中委員 ニクソンの外交教書によりますと、日本とアメリカの提携関係はアジアにおけるニクソン・ドクトリンの成功のかぎである、こう言っています。結局アメリカのアジア政策にも加担、協力を強めるということになってくると思うのですが、韓国の安全が日本の安全に非常に重大なのだという考えから、日韓軍事協力を強めていくということになるのかならないのか。佐藤総理は、いわゆる日韓国会のときに、日韓のいわゆる防衛条約の締結については、その必要性を否定する答弁はされていないわけですが、日韓の防衛条約なり軍事提携なりについて、将来そういうものをつなぐか、あるいは韓国でどういう事態が起こっても、武器援助も含めて韓国に対する軍事的な援助をするということはないかどうか、この点をお聞きしたい。

○佐藤内閣総理大臣　いまの日本の自衛隊、これは憲法から申しても、自衛隊法から申しても、また自衛隊の実際のあり方から見しても、これはわが国に対する侵略に対して対処する、こういう

ものでございまして、外国に出かけるわけじゃない。したがって韓国、外国と軍事的な同盟を結ぶわけのものではない。アメリカをやっておる安全保障条約、これは日本の安全確保のために必要だ。自衛力の補完的な意味において日本が必要としたものでございまして、その他のものではない。したがって、日本が韓国と直接軍事同盟を結ぶ、こういうようなことはございせん。

それからまた武器援助についても三原則と申しましたが、紛争のおそれのある国、あるいは紛争当事国、あるいは国連の否定しているもの等には武器は出さない、こういうことをすてにきめておりますし、そのとおり守っております。

○東中委員 時間が二十七分までと申されてはいるのですが、何かいま総理のほうで御都合があるようにお聞きしたもので、最後に一点だけお聞きしておきたいのですが、きょうの新聞に出ておる、二十二日に公表されたアメリカの議会の議事録でのリード国防長官なりリーサー陸軍長官の証言では、アメリカは沖繩を太平洋全域での非常事態に即するための海兵隊の基地にする、また太平洋全域に対する補給中樞機能を集中させる、極東米軍のかねめ石として一そう強化されるのだという方向のことが出されたという報道しておりますが、太平洋全域を行動する米軍の基地は安保条約とは全く関係がないと思うんですが、七〇年返還で本土並み返還だ、このことについては合意があるのだ、こう言われておるわけですが、合意があつて、それと全然違う方向のことがいまアメリカの高官から公式に出されているわけですか。こういう点で、沖繩の施政権返還後のいわゆる基地防衛、米軍との関係、この点を明らかにしていただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 先ほどお尋ねがございましたが、いまの新聞報道だけではこれは明確でございせん。これは申すまでもなく、アメリカの施政権下にある島、返るまではアメリカの施政権下にありまから、アメリカが使うことが自由だ

とは申しまして、もうすでに返ることが予測されてはいる。七二年には返ってくるのである。こういう際でございまして、私も多大の関心をもち、この問題についてはもう少し懇談の機会も与えられるのじゃないか、かように私思つております。返つてきた後にどうこうする、こういう場合だと、これはもう事前協議の対象になりますから、そういう場合には、いまの国内における基地と同じように扱つてまいりますけれども、いまのところは施政権が相手国にあるだけに、ちょっとその問題を取り扱いかねるわけです。しかし七二年には返すと言ひながら、そのあとの使い方に ついていろいろいまから言つてはいる。これはもう少し話し合ひたいと十分の理解ができない、かように私は思つておりますから、これらは外務省等を通じてよく話をしたいと思ひます。

○東中委員 合意があつたといわれてはいることとは違ふ方向のことがいま出ているように思ふのです。だからむしろ合意の線からいへば、こういう声明が出てくるはずがない。それであつたためて協議相談をしなくても、こういうことが出てこないはずなんですけれども、その点は一体どうなんですか。

○佐藤内閣総理大臣 それが先ほどから申しますように、これはいま施政権を持っているんだから、施政権者がどう使おうとこれは御自由だろ、かように一応は理論的には割り切りますよ。しかし七二年に日本に返還するといつてはいるから、その返還される日本として、その基地がこの際に非常に強化されるということ、そういうことであれば、これは私も多大の関心があるのだから、そういう意味で十分了解がなければならぬ、かように私は思つております。そういう意味では、どういふような意味で国会で証言されたか、ただ単にいつまでも長くそういう状態を持続する、こういうのか、あるいは返還までそういうような特殊な事情を考慮して、全域に対する軍事基地にする、こういうような意味なのか、そこらにまず問題があると思ひますから、よく話し合つて

てみたいと思ひます。いづれにいたしましても、御指摘になったことについて、私もいいかげんに扱わないで、十分外務省を通じて確かめたい、かように思ひます。

○東中委員 時間がありませんから、終わります。

○天野委員長 本会議散会後委員会を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後三時四十五分開議

○天野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 実は競馬の問題とか、アイスクリーム等の乳製品のクロ問題とかいろいろあるのですが、大臣の時間の関係もあるようでございまして、だいたい時間がたつておりますから、あまりやましいことではないところで、大筋を承つて決着したいと思つております。そこで、あまり農林省のいままでの方針がころころ変わるといつたらおかしいのだけれども、八郎湯だつて、坂田さんが農林大臣のときに、私はここで長い間質問をしまして、いまから少しお考え直しになつたのではないかと云つて、ずいぶん責めてみたのですが、坂田さんが立往生せられてお気の毒でしようがないから、まとめてみたこと

もあつたのですが、当時いろいろ申し上げたように、いまになって、ずいぶんいろいろ入植希望者にとつては酷なことになつてはいるのですが、そういう意味で農政の基本という点で少し承りたいのです。

まず最初に、行政管理庁から勧告が出されておつたり、六人委員会の意見書が出ておつたりしますけれども、かつて荒木さんに、私はこの設置

法を通すにあつて、先々見通していただいて、現段階における統計なら統計というものがこんなことになるだろうという一つの青写真を頭に描いて、いま設置法と取り組んでいるわけですから、それが通つたあとでころりと変わるというやうなことになるので、行管の四十四年に出ているものがあるはずですが、その勧告なり、あるいは六人委員会の意見なりというものを農林省としてどう受けておられるのか、まずそこから承りたいのです。

○倉石國務大臣 この前の臨調の答申は、農林省といたしましては、鋭意その実現に努力いたしまして、御存じのように愛知用水公団は廃止し、水資源に合併をいたしました。それから魚佃安定基金を廃止、それから日本蚕糸事業団、これにつきましては、この間ここで高田富之君の御演説もございまして、あれの必要性というものは否定することができませんけれども、あの勧告におこたえする趣旨で、二つに分かれておりました特別会計を一本にいたしまして、あそこに使わせるやうにしたわけでありまして、そういうふうに従来、行管の勧告につきましては、あとう限り努力をしましてまいりました。今度のいわゆる六人委員会につきましては、いろいろの御意見が出ておりますが、いわゆる六人委員会の発表された御意見の中には、農林省の組織機構に関するものもあるわけでありまして、そこで第一に、統計調査事務所でありまして、これはほとんど掘り下げてお考え願ひないという、なかなかほんとうのこととおおわりのならない面もあるんじゃないかと思ふのであります。昔置きました作報といわれたような歴史的な事実、それからあのような頭でいまの統計事務所を御判断くださるといへん時勢に合わないんじゃないかという点もあります。しかし例の三年間五割という趣旨には沿ひまして、私どもも現在あります機構の能率的、効率的運用をできるだけはかる意味で、人員等についてはそれぞれ配置がえもいたした面もありますけれども、しかし今度は、御審議を願つております設置法の中で地



ましては、ただいまちよつと大出さんもおっしゃいました食糧制度の根幹は守りますと、内閣総理大臣が何べんも主張しておるのでありますから、食糧制度運用のためにむだな人間を使つておることは、私もいたしません。いま現在のものは必要であるということをやつてゐるわけでありまして、これを税務署とかほかのほうへ配属したらというお話もあるようでありますが、一応つづいて拝聴いたしまして検討はいたしたいと思ひますが、まあこういう御意見もあつたのでございすから、十分検討はいたしますけれども、私どもの氣持をいたしましては、そういうことで、たいへんな効果を、ことに統計などはあげておるんだということを、私は多くの方々にこういう機会によい御認識をお願いしたいとさうにお願いしたいと思ひます。

○大出委員 数年来私は統計の必要性を、逆に私のほうから強調してきたいきさつがありまして、足元に統計事務所もあつて、ちよいちよい行つて調べたり、聞いたり、討論もしたりしたわけですから、まあ統計をやつてゐる方々はずいぶん嘆きの場面が強く、いろいろな冊子の中に世の中の人

が統計のことをさつぱり考へてくれないというのですね。なるほどと思ふことを書いておられるのですよ。私はやはり大臣がそういう氣持ちでおられるとすれば、おそらく先々さうとんでもないことにならぬだらうと思ひますので、大臣の時間もないということ、あまり深く触れたくないので、簡単に申し上げてゐるのですが、そこでもう一つ承つておきたいのですが、草地試験場などをつくるという、畜産との関係も多少ありましようが、仲原善一さんが与党の農林部会長などをやっておられる当時、ある人の話を私黙つて聞いておつたのですが、やれ豚を飼ふといふから飼へば、豚の値段がとんと下がつた、牛を飼へといふので、一生懸命牛を飼つたところが乳価が下がつて、これはもうだめだ、鶏を飼へといふて飼わされて、そして卵の値段が下がつてもうけつこうだといふ、うまいことを言う人があると思つて感

心したのです。それくらい実には変わるというわけですよ。だから、何か場当たり的に、先ほど申し上げた八郎湯ではございせんけれども、さうさう変わられちゃ困るので、これは草地試験場のこの件についても、私はさう簡単に、これはこういう方針をお出しになつたら、また途中でこれは変わるようなことがあつちや困る。そういう実は心配もするわけなんです。そこで、これは少し世の中の風向きが変わつてきたから考へたのだといふと、これは困るのですけれども、経過の中にどうも少し——これは木原委員からおそらく問題提起はしたのだらうと思ひますけれども、あまり詳しくは触れないで申しますが、こちらの経緯、つまり草地試験場をつくる経緯、過去これができ上るまでの経緯からいたしまして、ちよつと解せない点があるのですけれども、つまり議員の立場の方々等から當時いろいろ意見が出て急遽きまつたといふところあたりは、どうも過去のこれを讀んでみまうといふと氣になるので、そこらのいきさつを簡単にけつこうですから、どなたでもけつこうですが、お答えをいただきたいのです。

○横尾政府委員 お答え申し上げます。経緯を申し上げますと、三十九年ごろ試験研究の方向を定めるといふことで、試験研究の方策検討委員会といふのを持ったことがございす。その際の一つの重要な事項として、草地試験研究の体制整備が重要な問題である。したがつて、中央に草地試験場をつくる必要があるという意見が出されたことがございす。ところで、これを突現いたしますために、いろいろ条件を整へないとなかなかできないといふようなこともございまして、実はさういふ考へ方がまとまつたその段階では、なかなか実現ができてないといふことで、いつたのでございす。御承知のように、昨年になりまして農業をめぐります内外の情勢がまことに緊迫してくるというので、農林省におきましても各般の検討をいたしたのでございす。そこで畜産の根幹をなします技術の確立のために、何をおきまして草地、飼料作物に對します試験研究を充実する必要がある。そこで考へてみると、従来の体制のままでは不備な点が多々ある。たまたま先ほど申しましたような検討の経緯もございまして、客觀情勢が御承知のような形で展開してまいつておるといふ時期でもございすので、かねてございしました答申の趣旨を受けて本格的に検討をして、体制を整へる必要があるといふことで、四十四年の、具体的に申しますと、五月ころから検討を始めました。そしてだんだん案をまとめて、関係試験研究機関とも相談をいたしまして、いま御提案してゐるような草地試験場という形でまとめたといふのが経緯でございす。

ではなかつたかと思ひますので、それに対する農林省の考へ方がございまして聞かしていただきたいわけがございす。

○横尾政府委員 ただいま先生から御指摘のあつた問題は、農業技術の開発と普及に關する行政監察結果に基づく勧告のことといふふうに拝察いたしますので、それにつきまして要点を申し上げたいと思ひますが、内容は試験研究にかかわる事柄と普及にかかわる事柄と二つに大きく分けています。試験研究にかかわる事柄につきましては、御承知のような農業の動向に對應いたしまして、試験研究の組織体制を十分に整備する必要があるではないか。また現実の試験研究の行なわれておる状況を見ますと、研究領域、研究分野等についてさらに合理的に調整する必要があるではないか。あるいはまた研究の運営管理についてより合理化する必要があるではないか等、六点にわたつて触れておるわけがございす。

そこで私どもいたしましては、管理運営等にかかわります事柄と個別具体的な問題につきましては、できるだけは正の措置をとりますと同時に、より大きな問題につきましては慎重に十分に検討をし、研究者の意向等も反映させつつ合理化の方向を見きわめていかなければならないといふことで、ただいま慎重な検討を取り運びつつある段階でございす。行管の趣旨は趣旨といたしまして、真に試験研究が研究者の意思をも反映して効果的に進行し得るよう私どもとしてはつとめてまいりたい、こゝういふふうに思つておる次第でございす。

○横尾政府委員 お答え申し上げます。経緯を申し上げますと、三十九年ごろ試験研究の方向を定めるといふことで、試験研究の方策検討委員会といふのを持ったことがございす。その際の一つの重要な事項として、草地試験研究の体制整備が重要な問題である。したがつて、中央に草地試験場をつくる必要があるという意見が出されたことがございす。ところで、これを突現いたしますために、いろいろ条件を整へないとなかなかできないといふようなこともございまして、実はさういふ考へ方がまとまつたその段階では、なかなか実現ができてないといふことで、いつたのでございす。御承知のように、昨年になりまして農業をめぐります内外の情勢がまことに緊迫してくるというので、農林省におきましても各般の検討をいたしたのでございす。そこで畜産の根幹をなします技術の確立のために、何をおきまして草地、飼料作物に對します試験研究を充実する必要がある。そこで考へてみると、従来の体制のままでは不備な点が多々ある。たまたま先ほど申しましたような検討の経緯もございまして、客觀情勢が御承知のような形で展開してまいつておるといふ時期でもございすので、かねてございしました答申の趣旨を受けて本格的に検討をして、体制を整へる必要があるといふことで、四十四年の、具体的に申しますと、五月ころから検討を始めました。そしてだんだん案をまとめて、関係試験研究機関とも相談をいたしまして、いま御提案してゐるような草地試験場という形でまとめたといふのが経緯でございす。

なにお先ほど先生のお話に、いろいろ意見があつたといふことのひとつとして、北海道に草地試験場をつくるべしといふ意見もございしました。それはそれとして、各地域の農業試験場を拡充するといふことに對し、それは別の問題として、かねていま申しましたような経緯の中で必要だといふことで検討してまいつた問題でございす。で、中央に草地試験場をつくるという方向にまゝめて御提案をする、こゝういふ経緯でございす。

○大出委員 いまのお話の北海道にというのは、これは四十四年の六月です。問題になつてきたのは、ここにこまかくありますが、これはまた一つ一つ申し上げていきますとたいへん時間がかかる。ずいぶん理屈っぽい中身が一ぱい書いてあります。ですからこれはこゝでさういふ理屈をいろいろやり合ふ必要はあるのですけれども、政治的な問題以外に實際問題の側面があるといふ点はわかるわけがございまして、さういふ意味で長く申し上げることは差し控へたいと思ひますが、そこでもう一つこゝで承つておきたいのがございす。

同じ四十四年の十月ですけれども、行政管理局がこれまた監察結果を出しておるわけがございす。この点についてどういふふうにお考へになりますか。まあ多く申し上げてもいいのでありますけれども、そこまで申し上げればおわかり

配の側面が実は出てくる。そこにいふ言われる研究の自主性という問題がからんでくる。こういうことだと私は思うんですね。したがって補助するといふ問題もございましょう、多岐にわたる問題はそれにこつていまして、多岐にわたる環境といふ問題もありましょう。まあとなく、筑波山ろくに学園都市をつくる、そこの研究機関も行く、あつちの研究機関も行くといふ問題が出てきますけれども、常に出てくる問題なんです、これは確かに国家財政全体を考えなければならぬことは事実でしょうけれども、それが中心になつてとなると、いささかどうも研究の自主性のほうにマイナス面が多くなるという心配がある。そこらのところを基本的な問題としてこれは御注意いただきたいと思つたのですが、いまの御答弁で大体そういうことを私も考えておりますから、そこらあたりを堅持していただきたいと思つておられます。

だいぶ時間をかけましたので、簡単にあと幾つか個条的に承つてまいりたいと思つたのでありますが、この草地試験場の将来構想、これはどうなつていくのだからかといふ問題が一つあるのです。これは三年計画で整備するといふふうになつた大臣のお話があつたわけですが、人員の問題、予算の問題、最終規模といふ問題が、これ当然からんでまいります。そこらは一休いから三年後を見通しましてどういふふうになつていくかといふこと。もう一ぺん申し上げますが、人員の問題がまずあります。予算の問題があり、それから、当然最終規模、どのくらいにお考えかといふ問題が出てまいります。そこらをお考えお聞かせいただきたい。

○倉石国務大臣 草地試験場の運用につきまして、草地それから飼料作物に関する試験研究の体系的かつ能率的な推進につとめるわけであり、そのほか地域農業試験場との連携をはかること、にいたしまして、草地の開発利用上のいろいろな問題の解決に資する考えでございまして、そこでいま将来の規模等についてお話しでござ

いました、四十五年の十月に百九十八人をもつて発足いたしますが、農林省といたしましては、今後の計画として、昭和四十七年度までにはさらに所要の組織、施設の整備をはかることを目的に、関係機関と十分な協議をいたしてやつてまいりたいと思つておるわけでありまして、詳細のことにつきましては事務局長から御説明申し上げます。

○横尾政府委員 ただいま大臣から御答弁がございましたことを補足いたしまして私から答へさせていただきます。まず四十五年度百九十八名で発足したすわけでございますが、研究内容として、草地試験場として、早く手をつけなければならぬ部分にまず着手をいたします。その観点から、草地の造成計画とか、あるいは牧草の育種栽培でございますとか、あるいは草地におきます家畜の放牧管理でございますとか、それを中心にしたしまして研究三部を設けます。

それで四十五年度で発足をいたしまして、私どもの構想といたしましては、年次的にその内容を充実してまいりまして、一応四十七年度まで三年をもつて草地試験場としての必要な構想を実現するために努力をいたします。こういうふうな考へておるわけでございますけれども、今後充実にまいりたいと思つております部門といたしましては、第一は、土壌肥料でございますとか、あるいは病害虫でございますとか等々のいわゆる環境部門に対する研究体制を第一に充実してまいりたい。

第二に、草地におきます作業技術でございますとかあるいは草の乾燥調製でございますとか、そういう部分を中心としたしまして作業技術部門を充実してまいりたい。

第三点といたしましては、草と家畜とを結びつけて一つの生態系としてとらえ得るような部門の研究を、今後諸外国に匹敵するように充実してまいらなければならぬということがありますので、これを生態部というような形で充実してまいりたい。

たい。

それから第四といたしましては、業務部門をやはり体制を整えて、十分に働きたいような状況にしたい、これは必要ならぬので、業務部を設けたいと思つたところを考へ方として持つておるわけでございます。

そのために所要の人員を増加をし、所要の予算を確保してまいらなければならぬわけでございますが、私もいま申しましたような構想で、目標といたしましては三百名程度の陣容にまで拡充をいたしたいといふことを考へまして、その方向で今後関係方面とも協議をしながら努力してまいりたいと思つておる次第でございます。

○大出委員 安い飼料を入れていくわけですから、一体この草地づくりを三年でやつていけるといふふうにお考えでございますか。まずそこから聞きたいのですが。

○横尾政府委員 当面の年次の計画の目標といたしましては三年計画を持つておる。三年計画に従つて実現するように努力したい、こういう意味で申し上げたわけでありまして、

○大出委員 これは、たとえば塩なんかも行政監視委員会あるいは行政管理局にいろいろ聞いてみましたがね。ああいう塩の専売なんかも輸入塩のほうで安いのですね。はるかに安い。だからいまの製塩法でいくと価格が下がらないのです。だからあれなんかもイオン交換樹脂法なんというのをつくりましてやると、それで輸入塩とほとんどなすね。だから、そこらとよく考へておきませんか、私さきに申し上げたように、またうまくいかなければ一体何をやっていくのだということになる。畜産振興をしきりに鳴りもの入りで騒いでおられるわけですから、騒いでおられるというのには御無礼な言い方だけれども、これだつてやはり少し米中心にやつてきたわけですから、ちよつとぐあいが悪い。したがって、ある意味の過渡的な場つなぎになつてしまふということと、さつき私冗談を申し上げましたが、一生懸命豚を飼つたら豚肉の値段がとんとんと下がるというこ

とになりかねないところがある。そういう意味で、そこらところはそういう目標でおつしやるのだが、幾つか現場の意見をいろいろ聞いてみると無理だといふ意見、三年じゃとてもじゃないといふ言ひ方が強い。そこらのところもやはり一つは考へておいていただきたいといふことと、もう一つ百九十八名と大臣おつしやるけれども、この人一つどこから持つてくるのですか。

○横尾政府委員 百九十八名の陣容、定員の具体的な確保の考へ方でございますが、百九十八名中百三十一名は畜産試験場の関係部門からの振りかえで考へてまいらうといふことと、それから、草地試験場、山地、傾斜地にかかります草の研究をやつていくことに伴ひまして四十二名を市場に引き直すといふことで、合わせて百七十三名になるかと存じますが、そのほかさらに二十五名につきましては試験研究機関、ほかの研究機関から十五名、農林省の他部局から十名という振りかえによりまして百九十八名を確保する、こういうことで考へておるわけでございます。

○大出委員 この熱帯農業を中心とする海外農業研究班という問題は前に出てきておりましたが、これはある見方からすれば、日本農政、農業の退却と言つてもいいような側面である。そういう意味では非常にむづかしい時期ですね。だから、私はやはりこの際、職員の職員諸君あるいは組合の諸君に、実をいうとあまりごたごたしないであらうと考へておる。三年と言つてもちよつと心配だといふ意見がうんとあるようです、それから人を今度どうするかといふ場合に、片ほうにたいへん荷が重くなつたのじゃ持つていかれたほうのところがひとつ十分納得せずして仕事を進めていくようにお骨折りをいただきたいと思つておりますが、こまかい数字をやりとりしますときりがなくなりまして、私農林省全部の人たちの動きもかつて調べたことがありまして、皆さんのほう

がよく御存じだと思えますけれども、したがって、こまかく申し上げればきりがありませんが、最後でもございますから大ざっぱに申し上げておきますので、その点の御配慮をいただきたいと思っております。

そこで、特に問題は行二の振りかえですね。この方々の場合に非常にもっていきにくい事情があるわけでありまして、ここのところは、どういふふうにお考えになっておりますか。

○横尾政府委員 行二につきましては、先生御指摘のようになかなかむずかしい点がございまして、その辺につきましては、私も実情を考えたついで、いろいろなくふりをいたさなければならぬという面が多いかと存じますが、私もいたしましては、第一にやはり試験場におきまして行二職員の作業を効率的にやる、あるいは労働加重にならぬような機械化等を通じての能率の向上をはかるというふうなことは今後十分に考えなければいけません、こういうふうな思っております。しかしながら、それだけでは、たとえば草地試験場につきましては足りませんので、こういうことにつきましては行二職員のおかれてます生活上あるいは職場におきまして実情をも十分考慮し、欠員は少ないわけではございますが、欠員の状況等も考えまして、そしてその実情に即応しつづ可及的に草地試験場としても必要な行二職員を必要に即応して確保するということをくふうしつづ考慮してまいりたい、こういうふうな考えております。

○大出委員 これは抽象的な御答弁なんですけれども、実情に即しつづい方法を研究する、こう言うんですけれども、たとえば研究部門の総数をだんだん減らしていく、漸減していく。そうしておいてそのワクの中でどうするかを考えると、これはどうも穏当でないような気がするんです。行二職員の皆さんは今日ずいぶん気の毒でしてね。私行二問題というのは人事院勧告が出るたびに取上げられているけれども、何も農林に限ったことではないけれども、これだけ大きな人の動きが出てくるわけですから、したがってそれらのことは、また

そのことでござんたすのではかなわぬと思っております。もしもう少し端的に言えるものならば、いまの御答弁まことに抽象的なので、ずばつと書いていただきたいと思っております。まだそこで考えてないというのなら、これまた別ですが、いかがですか。

○横尾政府委員 ただいまのところは、考え方として先ほど申し上げたようなことを考えております。それを具体的にどのようにするかということにつきましては、四十六年度以降拡充の問題に相なりますので、いま申し上げたような考え方の方向に即しながら具体的ななくふりをこらしていく。実情に即応しかつ草地試験場の仕事に支障のないようなやり方をやってみようという段階でございまして、その程度で恐縮でございしますが……。

○大出委員 けれども、これはここにどれか資料がありました、すでに準備機関をおつくりになつてつづつとやられてたんじゃないですか。だいたい前のを私読んでみたんですが、草地試験場施設整備計画の概要なんているのがありますね。これはおたくのものの再プリントしたものだと思ふのです。これはだいたくさんあります、機構というのがございまして、人と機構というのとはくついているわけですからね。そうすると先ほどのお話とあわせてこれからやるんだというんだから、そうですかと言つておけばそれでいいような気がするんだけれども、ずいぶんこまかく四十六年度においては四十五年度認められなかった環境部及び研究室並びに生態部の新設をはかるほかなどたくさんありますね。こゝまでやつてこられて行二についてはこれからというの、少し行二の諸君に気の毒じゃないかと私は思ふんですがね。そこら辺はどうなんですか。

○横尾政府委員 ただいま先生から御指摘がございしました準備委員会、これは実は本年の三月に入りました、設置法の国会提案がなされるということと並行いたしまして、先ほど申し上げておりますような具体的な問題を含めまして運用の細部

にわたるこまかいことを積み上げてまいるといふことが必要であるという趣旨で、三月から寄り寄り検討を進めてまいつておる。そういたしまして十月の発足までにさしあたり四十五年度として必要な具体的なことをきめ、さらに四十六年度以降につきましても先ほど来申し上げておるようなことの中身をさらに詰めてまいりたい、こういう意味で準備を進めるといふことで検討は始まつておるような状況でございまして。

○大出委員 いや、ただ私いま取り上げたのは、先ほど申し上げました機構というところの終わりのほうでございまして、これによりまして(2)を読み上げたわけですね。途中まで読んでやめてしまいましたが、「環境部及び研究室並びに生態部の新設をはかるほか企画連絡に草地計画部、生態部並びに山地支場の組織及び定員の整備をはかる」、この中を見ますと二部八研究室五十八名、行一が九、行二が十八、研究職三十一、これに載つてい

るので、だから聞いています。そう簡単にこれからやると言われたつて、おたくの計画の中にこれこれといふかと、あなたの答弁いかんではよくないといわなければならぬ。それを聞いています。そのところはどうかになっておりますか。

○横尾政府委員 先生いま御指摘になりましたように、全体の構想を数字を入れて持つております。この全体の構想は、直接整備を進めます場合に、具体的に申しますと大蔵省と協議を必要といたしますが、その場合に一応全体の構想としてはどんなものがあるかということが当然協議の話題として出てまいります。そこで当面このような考え方を望ましい姿勢として持つておりますということを言つて、そのことと対応して直接整備の具体的な内容を固めなければならぬ、こういう意味で持つておるものでございまして。ただ、これがそのまま実現し得るかどうかという点につきましては、さらにこまかい詰めを入れる必要のある点もございまして、それらを準備委員会といったような組織を通じまして、場の意見も反映して詰

めてまいりたいというつもりでおるわけでございます。

○大出委員 そうすると、言うならば大蔵省からうまいこと言つて金を取ってくるという方法だと思ふのです。しかし、とはいひながら、あとで、これは書いていただけれども大蔵折衝の都合上なんというのでまた変わつてくるに困るんですがね。かといつて、いまいとおつしやるなら、ないものをいふといつたつて無理な話ですが、やはり行二というのはそういう意味で私は非常に心配をいたしますので、これはきまつていないそうでございまして、問題のつど、ひとつまた何らかの形でどこかの場所ですり上げてみないと思ふのであります。そのほうが実は全体がまともつていきやすいのではないかと、いふ面もございまして、立場が皆さんのほうと違ひますけれども、それは予算を云々する場合に大蔵省に私どもの立場からものを言う必要もある場合があるわけですから、心配の点実は表に出してみたというわけでありまして、それからこの業務の体制、特に研究補助ですね。研究職三十一なんてここに書いてありました、そういうことに関連して、これではたして足りるのか足りないのかといふことです。研究者の側からすると実はいろいろな――まあ個人のある種のプライドものごとは進むものじゃないと思ふので、それから、総合的な機構、組み合わせなどが必要でございまして。そういう意味で、そこらのところはどうかいふふうにお考えでございまして、研究補助の点。

○横尾政府委員 研究補助につきましては、全般的に見ますと十分であるとはいひかねるような実情が各試験研究機関を通じてあることは否定し得ないと思ひます。ただ、それを十分に得るような条件があるかといふことになりまして、なかなか先生御承知のようにむずかしい事情もございまして。そこで、私もいたしましては、そうしたむずかしい条件を考へつづ可及的に充実をしてまいりたいといふことで、先ほど来先生の御指摘になりましたような計画を持ち、それをめどにして

努力をいたしてまいりたい、こういうつもりでおるのでございます。

○大出委員 これは環境とのからみ合いになりまされども、西那須、あそこ都市化現象というのですか、観光化というのですか、そういうふうなことで、高速道路と隣接地域云々というふうな問題もありまして、将来あそこは相当そういう方向で進むと思います。これは前に実は刑務所問題なんかありまして、私調べたことがあるのです。そういうふうな将来あの地域がどういうふうになつていくかということですね。そこらとの関係はどう見通しておられますか。

○横尾政府委員 先生お話しのように、西那須のあの地帯は、観光的な方向に進みつつあるという事実は御指摘のとおりだと存するわけでございます。ただ、そのことが西那須におきまします草地研究の今後に支障があるかどうかという点につきましては、事柄が事柄であるだけに私もいろいろ検討し調査をいたしたのでございますが、御指摘がございましたような高速道路等の問題につきましては、試験研究に支障のないように個別の問題につきましましては対応しつつ全体として考えますと、西那須は試験研究の場所として生かす得る、またその観点に立つて今後とも対応してまいりたいということ、西那須を草地試験研究の場所ということとで考えている次第でございます。

○大出委員 これを言えはいろいろ切りがありません、先のことですから。そこで一面畜産研究というのは将来一体どういうふうになつていくのか、将来の構想をお持ちだろうと思うのですが、それと畜産試験場と草地試験場、この両方の研究の面における関係があると思うのです。必要ならば詳しく申し上げますが、いまの時点ですこらのところはこれからどういうふうにお考えになつておられますか。

○横尾政府委員 先生御承知のように、現在までの畜産試験場ははなはだ広範な研究領域を持っております。ただいま問題になつておりますような飼料作物、草地にかかる試験研究とともに家畜自

体の試験研究、さらにまた畜産物にかかる試験研究、また家畜は大家畜、小家畜ということとまでとに広範でございます。私もいろいろいたしましては、研究の進む方向といたしまして専門別にそれが充実されるような体制をとるべきではないか。そこで草地にかかる部分は、御承知のごとく一つの重要な専門部門を形成いたしております。

また家畜にかかる部分も重要な専門部門を形成するわけでございます。そこでいろいろ広範なものを一つの組織に包括をして、それぞれが十分でない形では好ましくないもので、専門別に分けましてそれぞれを充実させると同時に、それら相互の連携を十分とつていくということが望ましい方向であるというふうな考えをもちまして、一方において草地試験場を独立させると同時に、畜産試験場も家畜にかかる試験研究、さらには畜産物にかかる試験研究という分野において充実をはかるようにつとめてまいりたいということが考え方でございます。

○大出委員 そうすると、そこで一つどうしても承つておきたいことがあるのです。総合農政と一口に言っているわけですが、この中心的な柱というか主要な柱の中に、草地なり畜産なりというものの振興を皆さんは据えておられるわけですね。そういうことになる、具体的にいつて一体これからどう移り変わり、進められていくのか。その場合にまず自給率の目標というものがなければならせんね、飼料問題を一つつかまえたつてどうですか。どの程度の自給率を目標として持ち、そして飼料対策はどうするのかという問題、それから自由化対策がもう一つありますね、ここらの関係は一体どういうふうにお考えなのか、その点をここで承つておきたい。

○倉石国務大臣 私どもの申しております総合農政の中で、いまお話のございましたように、われわれのほうでいわれる選択的拡大の目標の一つでありますのが畜産でございます。これはますます需要が増加してまいります。ところが全体として、豚はいいとしても、その他は多々ますます弁じなければならぬ。そのためには飼料が必要

であります。その飼料の大きな部分は輸入にまつております。そこでそういう輸入にまつておりますような、たとえばトウモロコシ、マイロミといったものについて、全部自給することは全く不可能なこと、草地についてはまだかなりわれわれの希望を満たし得ることは考えられるのではないかと、しかも草の種類等につきまして、十分いま私が申し上げましたような方向にマッチするためには、草の研究等が非常に重要になつてまいるといふことでございまして、ただいま草地をますます拡大してまいりますが、現在どのくらいありますか、あとで事務当局から申し上げますが、同時に濃厚飼料の原料である先ほど申し上げましたような品物につきましても、できるだけ自給はいたさなければならぬけれども、そういうものは困難であります。その他の飼料作物については、やはり米の生産調整をいたすにつけても、そういう面の増産をはかつていくことの必要があるではないか、そういうことを努力をいたしまして、できるだけ――需要がだんだんふえてまいりますから、自給度と申ししてもなかなかむずかしいのでありますけれども、大體しげば問題になつております農林省が統計をしております五十二年の見通しにつきましましては、牛乳乳製品が九五・九%から八七・三%、それから肉類が九四・三から八三%、鶏卵は一〇・一%から九六%、この程度の見通しをつけて、それを目標に努力をいたしているつもりであります。

○大出委員 それは乳製品分野で少しこまかく聞きたいことがあるのですけれども、時間がかかりそうですから、もう一つだけいまの点から承つておきたいのです。

草地試験場の中で、山地農業研究、これは一つの課題だと思つたのですけれども、これをどの程度力を入れるといひますか、草地を柱あるいは畜産を柱とするという中でどういうふうな位置づけでお考えになつておられるのかという点をお答えいただきたいと思います。

○横尾政府委員 先生の御指摘もございましたように、山地、傾斜地にかかる草地の研究、これは非常に重要であると存じます。これはわが国が山地、傾斜地が多いという特殊性とも対応して、今後開発をしなければならぬ重要な部分であり、そのための技術面につきましましては、低地とは異なつた非常にむずかしい問題がございます。そこで、現在の体制は六研究室がございまして、それなりの一応の充実をはかつておりますけれども、特に山地、傾斜地にかかる土地保全でありますとか、あるいは圃場整備と申しますか、草地土木的な側面がございまして、そういう面につきましましては、さらに充実をはかる必要があるというふうに考えておりますので、四十二名を、先ほど先生の御指摘になつた資料にもございまして、草地研究の重要な一部門として位置づけをして充実をいたしたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○大出委員 非常にむずかしい問題だと思つたけれども、あと研究が中断されるというふうなことになる、これまた問題になりますし、あるいはまた移転に伴う人の動きの問題もありまして、労働強化という問題が出てきても困りますし、ここらは強制配転はしないという前提に立つておるわけですから、ここらのは、先ほど申し上げましたように、むずかしい時期だけに、なるべく対象になる組織との関係等をお考えいたして、納得し合つてやっていただくような点をお願い申し上げておきたいのであります。

そこで総体的な振りがえその他を含む定員問題についてちょっと承りたいのです。

これは四十四年度五万九千五百十三人というところなんですけれども、これは四十三年度の六万二千三百三十九人から六万四千五百五十二人を引いて千六百八十七人、つまりこれだけ落ちた分だけを凍結した、当時のいきさつは、そこで六万四千五百五十二名、ここから始まるわけですね、三年五%という形で、こういう計画だったわけですね。このときに

は高知の赤牛のところが五名ばかりあった。これは片づいたわけでありませう。ですから、この計算でいきますと、五万九千五百十三人、こういう数字に相なる。これを基礎にして三年五割、三千四百人、こういう数字になる、当時は、そしてこれを三カ年間で割っていきまして千三百三十三、千三百三十三、千三百三十四。ところが新規増という問題が起つてきて、行管と皆さんがいろいろお話しになって二百人ばかりここで人が動いた。したがって、当時の計画は、四十四年が九百三十三、四十五年が九百三十三、四十六年が九百三十四、これは外務省に一名入っておりまして、ベキスタンです、そこでこういう数字になったわけですが、これが昨年はああいふことでこの設置法は通らなかった。そうすると、ことしこの三年五割というのは一体どういう基礎で、これからどう考へればいいのか。昨年の出発にあたって、さあ、これを出発するのだ、こうなつた数字を私はいま申し上げたのですが、これは一体どう変わつてこれから進むわけでございますか。

○澤辺説明員 ただいま御質問にございましたように、四十四年度以降、各省一律五割削減の場合、農林省の場合は三千四百名を一底三カ年でやるというに当時なつておつたわけでございますが、新しい行政需要という点も考へまして、初年度である四十四年度は九百三十四名の削減をしたわけでございます。第二年度である昭和四十五年度につきましても大体同数九百三十三名ということでございまして、昨年度五名だけは先行的な措置として削減をいたしておりますので、第二年度の削減をいたしましては九百二十八名ということで四十五年度は実施をすることにいたしております。

なお、残りにつきましては、今後の行政需要あるいは今後の欠員の発生状況を考へまして四十六年度の削減数をきめてまいりたい。それで三千四百名の三カ年の削減数を四十六年度で全部終わるということが、欠員の状況あるいは新しい行政需要等を見て困難であるということでありませう。

すれば、閣議決定に従ひまして一部次年度に送るというようなことも、場合によっては検討せざるを得ないかと思ひますけれども、今後の推移等を見た上で最終的にきめたいというふうに考へております。

○大出委員 四十三年度におけるおたくのやめていく方々の数、当時おおよそ千八百名あった。ところが、これは一カ所からやめる場合だつてあり得る。まことに都合よくやめるわけではないわけですから、そこらところを考へて、新規増六百ばかり見ておつた。足らぬというので二百ばかりふやしたということ、九百台の数字が出てきたわけですか。

そこで、ここに数字がございまして、これは皆さんの機構全部で、抜けているものは一部もございませぬけれども、これは当時の数字、いま御説明の数字九百三十三、九百三十四から始まつたわけですが、これでいきますと、統計が三百三十四、食糧が五百、その他が百ぐらいになつておつた。順序がありまして一つずつ聞いていきますけれども、統計が三百三十四、食糧の五百、その他の百、こういう出発をしているのですが、これはどういうふうになりましたか、大体このとおりになりましたか。

○澤辺説明員 四十四年度の実績は、食糧庁が五百名でございます。統計調査事務所は三百三十四というところで計画どおりになっております。

○大出委員 お調べになるのはたいへんなようですが、振りがえの關係があつて聞きたいところなんですけれども、たいへん時間がかかるのじゃないかと思ひますので途中でやめさせていただきます。実は私の心配は、少し雲行きが変わつてきておりまして、食糧に對しても、減産、減反の問題もありまして、食糧に對しても、行政管理局自体は、このとおりにならなかつた場合に最終年度で何とかという考へ方が当初はありましたが、そこらとの關係で、これは一つ間違ふとちよつと最終年度に問題が残りはせぬかという心配を私しておつたのですけれども、いまのやつてこられた動きから見ても、

大体四十六年度で、いまの筆法をもつて進めていって振りがえをいろいろやつていって、大体こんなところになつてくつという確信をお持ちでございますか。

○澤辺説明員 今後の推移を見なければ断定的なことは申し上げられないわけでございますが、若千四十六年度で残が出ることもあり得るというふうに考へております。

○大出委員 残が出る場合がある場合は、先ほど閣議決定とおつしやいましたね。そうすると、繰り延べということですか。

○澤辺説明員 四十六年度で全部削減を終わらなかつた分については、四十七年度に一部かかるといふことで、まあ繰り延べということにならうかと思ひます。

○大出委員 これは職場の方々によれば、中には待つてゐる人もおられるわけですからね。統計なんか行くんだといふことで、先のことを考へてやつておられるわけでありませうから、私は、そういう意味ではそうトラブルなしに進んでいけるだろうといふふうにお思ひしておりますが、秘書課長さんのほうにもお願ひをしておきたいのであります。何しろ人の動きでありますから、多少そこに無理がいくとやはり職場のトラブルが起るということになりますから、そういう意味で、ほんとうはこまかく聞いてしまえば一番いいのですけれども、時間の關係でこまかい点は省略をいたしますが、その点はぜひお氣をつけて進めていただきたい。

これはお願ひをいたしておきます。

五時近い時間でございますからかけ足いたしますが、先ほど来、隣に坂村さんが、親元といふことから、しきりに私に助言と忠告をしておられるので、ときによつては、こういう問題でございまして、全力を御發揮いたしたるものといふふうにご理解を願ひ申し上げまして、たいへん簡単でございましたけれども、終わらせていただきます。

○天野委員長 東中光雄君。

○東中委員 時間がございませぬので、簡単に聞きたいと思ひるので、簡明に答えていただきたいと思います。

統計調査事務所のことでお聞きしたいのですが、臨時行政調査会、行政監視委員会、それから自治省などから、この統計調査事務所については地方協議にするようにといわれてきておつたと思うのですが、今回のこの処置、地方農政局への吸収統合といふことで、結局問題は基本的に解決したといふことなのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○岩本説明員 お説のとおり考へてよろしからうと思ひます。

○東中委員 自治省から来ていただいたのですが、自治省のほうも、地方協議の主張をしないといふことなのかどうか、それを言明できるのかどうかをお聞きしておきたいと思ひます。

○澤辺説明員 私のほうとしては、第二次の行政改革計画におきまして、中央、地方を通じて行政改革の推進をするため、行政事務の委譲、行政事務の改善等について、引き続き検討することとされておりますので、その内容との関連において引き続き御検討いただく、かように承しております。

○東中委員 そうしますと、いま農林省のほうで言われているのと、自治省で言われているのとでは、どうも違ふようなのですが、その点はいかがなものですか。

○岩本説明員 この法案を提出するに先立ちまして、政府の行政三カ年計画に関する閣議決定がございましたし、またその前に臨時行政調査会の答申なりあるいは地方行政調査会の答申なり、いろいろこの問題に関する意見が出されたわけでございますが、昭和四十二年でございまして三年でございまして、行政改革三カ年計画の閣議決定をしたときには、それらの意見を全部洗いざらい検討いたしましたので、この法案を提出して、統計調査事務所につきましては地方農政局に統合すると

もに、その一部の人員は農林行政に必要な各方面に振り向けるということ御決定をいただいておりますので、その意味におきまして方針がきまつておるといふふうに私どもは解釈をしております。

○東中委員 いま自民党の行政調査会では、この統計調査事務所について再検討の問題が出たりしておるわけですが、結局しゅちゅう不安定な状態になっているのはよくないと思ひますので、ひとつ大臣、この点について、地方委員云々の問題はそうはならないのだ、いま部長からお話がありましてけれども、これで確定するのだといふふうに言える、そういう歯どめといひますか、保証といひますか、そういうものを……

○倉石国務大臣 自由民主党の方針というのは、やはり地方の農政局と一緒にして、事務の効率化をはかる、こういうことをいつてゐるのであります。政府の今度の御提案も全く同じ趣旨でございまして、職員に動揺、不安定感を持たせることのないように、私は、この法案が成立いたしましたときには、特に統計関係の者によく申すつもりであります。

○東中委員 次に、統計業務の内容についてお聞きしておきたいのですが、今後における調査統計の基本的な方針といひますか、地方農政局委譲という事態の中で、この方針をひとつ明らかにしておいていただきたい。

○岩本説明員 今後の農林統計をどういふふうに整備し組み立てていくかということは、たいへん重要な問題でございまして、現在私どもの部の中に、これを研究します委員会をつくりまして鋭意研究中でございますが、一応その結論を得ましたので、近く省内の関係部局に御相談を、また農林統計審議会にも御相談を申し上げて、将来の方向をきめてまいりたいと考えて検討中でございます。その基本的な方向は、やはりこの閣議決定の趣旨にのっとりまして、地方農政局と一緒にすることを前提として、従来の基本的統計をますます充実させることはもとより、地方で必要とす

る各種の統計を整備していこう。しかしそれでは業務がふえても困りますので、機械化なり合理化の措置をあわせて講じてまいらう、こういう考え方になっております。

○東中委員 総合農政への貢献を強化するというか、行政上の重要性を考慮して統計が進められるということになり、あるいは、たとえば調査対象地域も重点主義をとられていくとか、あるいは流通関係の消費調査というのは非常に重要になります、これも大都市中心重点主義といふふうにとられる、そういう方向を考えておられるのではないのか。もしそうだとすると、統計が政策を進めていくのに従属させられるということになると非常にたいへんだと思うのですが、そういう点にいつての方向といふものを明らかにしていただきたい。

○倉石国務大臣 それは逆じゃないかと思うのです。私どもは統計の基礎の上にものを考えようとするわけでありまして、いまだこの地域を御指摘になったか存じませんが、われわれは都市周辺だけに重点を置くとか、そういう考え方は全然ありません。全国の基礎の上に立つた統計の上に政策を考えてまいるのでありますから、統計については全くほんとうの学問的統計に重点を置いていけるわけでありまして、もちろんその統計から出てまいりました資料に基づいて政策がきめられるのは当然のことであります。

○東中委員 都市計画法による市街化区域や、経営耕地面積が〇・五ヘクタール未満の農家あるいは保有山林面積五ヘクタール未満の林家は、事実上調査対象からはずされていくのではないのか、そういうようなことを私たちが聞いておりますので、そういう点についてもしうだと思はれます、これは小規模農家を農家として認めないといふか、こうなっている、非常に重要な問題になると思うのですが、そういう点はどうか。

○岩本説明員 先生の御質問の意味もよくわかりますので、御趣旨に沿つたように検討した上で措置したいと思ひます。ただ、いまの問題は統計を

どうやってつくり上げるかという技術的な問題に属する面が多分にございまして、統計をつくる場合のつくり方、要するにどういふ階層分けをして、その階層の中からどの程度のサンプルをとるかといふのは統計の技術に属する問題でございまして、技術的な合理化をはかつていきますために、非常に数の多い零細層のサンプルのとり方を少なくしていくとかいつたようなことは当然必要だと思ひますが、統計の本旨から申しまして、そういう日本における農業の構造、農家の階層的性格が十分把握でき得るような統計をつくりたい、こういうふうに念願をされている次第でござい

○東中委員 いま言われている念願の趣旨はよくわかるのですけれども、実際内容として人員が削減される、地方農政局に入ることになりまして、今度は地域的な重点といひますか、あるいは基本的調査をやる部門が非常に少なくなつてくるとか、そういうことの中で統計対象あるいは地域といふふうな点で、政策に従属するようになつたらたいへんだと思ひます。先ほど大臣も言われましてけれども、ところがそういう危険があるように思ひますので特に念を押しているわけなんです。世界でも最も優秀な統計だといひますので、それを政策を遂行していく便宜に使う統計と逆になつたらたいへんだと思ひますが、そういう点について絶対そうはならないといふことをひとつ言明しておいていただきたい。

○倉石国務大臣 あなたの言つたような学説を私は初めて承つたのでありまして、そういう考え方は全然夢にも思つておりません。正確な統計の上に政策が立てられなければならぬので、政府といたしましては初めから先入観を持ってへんばな統計を——それは統計の意味をなさないのでありますから、そういうようなことは私どもは夢にも考えておりません。

○東中委員 そのへんはな統計を私が言つてゐるのではなくて、統計自体は公平にやられておつても——要するに問題は選択なんです。何を調査対

象にするか、どういふ問題を調査対象にしていこうかといふことが非常に大きな問題になるということとを申し上げてゐるので、自分の都合のいいサンプルだけを集めて統計をつくるというふうなことを、まさか二十世紀にそんなことをやるうと思つておられるとは思ひわれも言うておらないわけでありまして、そういう点で地方へ移るといふことの中に即ちそういう危険性を持っているわけなんです。しかも総合農政に依つてやっていくということになると、総合農政の政策に適合するような事項についての重点調査になりはせぬかといふ点を指摘しているわけです。

○倉石国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、私どもは政策立案の基礎になるものは統計だといふことを考えたわけでありまして、そこであつたことであつたお考えはよくわかりました。しかし私どももいたしましては、地方農政局に統計事務所を合同することによつて、そういういふあなたの御心配になつたようなことが行なわれるのではない、政策が先に立つて統計がそれに付随して都合のいいようなものをつくるのではない、そういうことは全然私どもは考えておりません、どうぞ御心配なく願ひます。

○東中委員 結局総合農政の展開と、それへの統計の従属といふふうな面、私たちが心配するのはそれであつて、同時に人員削減計画が出てゐるわけですね。結局いま一万人という定員、これをまた先で減らしていき、必要でない部分は削つていくといふふうなことは、その過程としていまこの段階であるのか、さらに進められていくのか、そういう点についてひとつ明らかにしていただきたい。

○岩本説明員 統計は申すまでもなく行政の基礎資料になりますとともに、一般の民間、特に学者や研究者が使うことはもちろん、農家といへどもこれを利用して自分の営農計画を立てたり、作付けの計画を立てるべき性格のものだと思ひます。そ



本議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○天野委員長 この際、塩谷一夫君外四名より、本議案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨の説明を求めます。塩谷一夫君。

○塩谷委員 たいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、五党共同提案にかかる附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

許可、認可等の整理に関する法律案に対する附帯決議(案)

予防接種法の改正による腸チフス及びパラチフスの定期予防接種の廃止に伴い、政府は、今後の腸チフス及びパラチフスの予防対策上支障がないようワクチンの開発その他一般予防対策の推進に万全を期すべきである。

右決議する。

本附帯決議案の趣旨は、先般の当委員会における同僚議員の質疑を通じ、すでに明らかになっているものと存じます。

よろしく御賛同をお願いいたします。

○天野委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よって、本議案は附帯決議を付することに決しました。

この際、荒木行政管理局長より発言を求められておりますので、これを許します。荒木行政管理局長。

○荒木國務大臣 たいまの附帯決議につきましては、その御趣旨に沿って万遺憾なきを期したいと存じます。

○天野委員長 なお、たいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。東中光雄君。

○東中委員 設置法に直接関係するわけではございませんが、建設省における労使関係の関係で若干お聞きしたいと思っております。

昨年十一月の十二日に、午後一時から三十分間、公務員共闘の統一行動の一環として、全建設省労働組合の方針で組合員が人勧完全実施のリボンを着用した。建設省当局は一斉に業務命令を出して、その取りはずしを命ぜられたわけですが、リボン着用について、その業務命令を出される法的な根拠を明らかにしてほしいと思っております。

○志村政府委員 お答えいたします。

昨年の十一月十三日の統一行動戦術の一つとしてのリボン着用問題でございますが、ストライキ宣言下の組合活動の一環として行なわれたものでございまして、国民に職務執行の公正さについて疑念を持たせるものがございますので、職務命令をもってリボンの取りはずしを命じた次第でございます。

○東中委員 リボン着用が違法だというお考えなのかどうか。そうだとすれば、どの法規にどう違反しておるといふことなのか。その点どうでしょう。

○志村政府委員 リボン着用につきましては、いろいろ御議論がございしますが、リボンを着用し

たということだけで違法であるとは私考えておりません。ただその着用しておりますリボンの内容が違法であるといったような場合につきましては、リボン着用そのものが違法であらうというふうに考えております。またそういった場合でなくとも、リボン着用の状況とかリボンの記載内容とかいうふうな種々な点から見まして、職場において特殊な雰囲気がかもし出されて、そういったことの影響から事務の正常な運営がそこなわれるとか、あるいは一般の公衆の皆さんに対して、公務の適正な運用に疑いを抱かせるおそれがあるといったような場合につきましては、職務命令をもってこれを取りはずすことが正しい、かように考えているわけでございます。また、いま申し上げたいずれにも該当しないという場合もあるわけでございますが、そういった場合におきましては別段違法とはいえないと存じます。

○東中委員 内容で言いますと、人事院勧告完全実施、人勧完全実施というリボンの内容そのものは、これは何ら当局側がとかく言われるべきことではないし、むしろ法律のたまえがそのようなで、問題のないところだと思っておりますが、どうでしょう。

○志村政府委員 完全実施云々という内容につきましては、私もそれ自体が違法であるとは考えておりません。

○東中委員 リボン着用そのものが職務遂行上支障を来すというふうな、そういう職場状況なのかどうか。これは全然そうではないと思うのですが、どうでしょう。

○志村政府委員 冒頭に申し上げましたように、昨年の十一月のリボン着用の問題は、ストライキ宣言下の組合活動の一環として行なわれたものでございまして、そういう意味におきまして、国民に對しまして公務の適正な運用に疑いを抱かせしめるおそれがある、かように考えたわけでございます。その意味で職務命令をもってリボンを取りはずすように申し渡したような次第でございます。

○東中委員 そうしますと、リボンを着用しておること自体によって、組合の決定でやられておるわけですけれども、たとえば保安上あるいは能率上あるいは衛生上、とにかく業務の遂行に支障を来たすというのではなくて、国民の一般の人たちの受け取り方によって、適正にやられていないのではないかと受け取りはせぬかというふうな判断されたというだけだというふうに聞いていいわけですか。

○志村政府委員 繰り返すようでございますが、ストライキ宣言下の組合活動の一環として行なわれたものでございまして、国民に職務執行の公正さ、適正さにつきまして疑念を持たせるものであらうということで職務命令を出した次第でございます。

○東中委員 私は二十年近く労働関係の弁護士をやってきましたので、いま言われていることがどうも全く解せないのですけれども、いずれにしても、リボン着用を組合の決定できめてやる趣旨は、先ほど言ったような衛生なり保安なり能率上差しつかえる、これはリボンの大きさにもよりまじょうし、職務内容にもよると思っておりますけれども、そうでない場合は――その趣旨自体は、そこに書かれておる内容を世論に訴えること、そして公務員労働者としての立場の連帯性を強めていく、そういう連帯の一つの示威としてやっていくことだ、こういうことだと思ふのです。それらのことは、要するに職員団体、労働組合としての団結活動そのものであって、争議行為だとか怠業行為だとかいうものではなくていいわけですね。これは労働者なんかの通説だといつてもいいと思ふのですが、そういう団結の示威あるいは公務員労働者同士の連帯を強めていく、あるいは要求を確認し、その要求の内容を一般の人に訴えることと、その組合の団結行動自体がかねとていふふうにあるかのような印象を国民一般に与えるのだといふふうにとらえていらっしゃるように思ふのですが、いかがでしょう。

○志村政府委員 先ほども一般的にお答えいたしましたように、リボンの着用につきましてはいろいろ問題がございます。人事院の裁定とかいうふうなものもいろいろ出ております。そういうことにつきまして一般的に申し上げたように、リボンの内容自身が違法であるといった場合は問題がある、しかしリボンの内容が違法または不当の内容でなくても、そういったものの着用の状況によりまして事務の正常な運営がそこなわれるとか、あるいは国民に対して公務の適正な運営に疑いを抱かせるようなおそれのある場合には適当といえない、職務命令をもって取りはずしを命ずることがある、その他の場合におきましては別段違法とは言えないという解釈でございます。昨年十一月の場合におきましては、ストライキ宣言下の組合活動の一環として行なわれたものでございまして、国民に対して職務執行に疑念を持たせるおそれがある、かように考えたような次第でございまして、リボンの着用そのものが一般的にいけないう趣旨ではございません。

○東中委員 ストライキ宣言下におけるというふうには言われませんでしたけれども、争議行為というのは宣言ではないわけなんです。争議行為というのは事実行為です。意思表示が争議行為であったりするわけはないわけですから、ストライキ宣言下であっても、宣言下で争議行為に入つた、業務に支障を来たすような事態があったというのなら問題は十一月の十二日の問題では、業務に支障を来たしたというふうなことはないというふうな官房長言われたようにいまお聞きしたのですが、そう聞いていいわけですね。

○根本国務大臣 法律専門家であるから、いろいろと法律論もさることながら、私は、大体労働組合としてのあれは認めていまして、労働組合員たる前に国家公務員であるということを忘れてはならない。国家公務員というものは、国民全般に奉仕するためのものでございます。そこで国民全体の奉仕者たる者が、主権者である国民に対し

て何らかの不安を与え、あるいはまた好ましかるる雰囲気のもとに執務すること、管理者としてこれに対して適當なる勧告をする、かつまた是正をするということ、行政官庁として当然のことである、こう思います。その意味で、いま官房長が、昨年の状況下において、本来は国家公務員はストライキをすることができないことになっておる、それをあえて宣言しておる、その環境下においてその意思表示をするためにこれを出しておる。だからこれは何も組合員の活動を制限するとかなんとかということではなくて、これがもし職場を離れて組合本部でやっておるとか、あるいは街頭でやるということについては、これは何ら規制する必要はないと思ひますけれども、毎日のようにたくさんの方々が来る公務執行の場に、それをかけなければならぬ必要はないだろう、だからそれは適當でないからはずさないといふことを言ったこと、これは私非常に議論する必要はないといふふうに思ふのです。私は法律専門家でないからわからないけれども、なぜそれをあなたに追及しなければならぬか、というものは、これで非常に組合活動が——ということ、国家公務員の立場よりも、組合のほうが少しも支障を来たす、あるいは感情上困るといふことがあれば、国家公務員たるこの責務というものは第二の問題にしていといふような印象も受けるのです。が、そういう点はどういうものでございましょう。

○東中委員 逆に質問されたわけですから、大臣は、要するに行政官庁としての立場でものを言われておるわけですが、行政官庁であると同時に、労働関係では、ILOなんかもいわれておりますけれども、政府としての政府、使用者としての政府があるわけですね。だから国家公務員であると同時に、憲法第二十八条にわたる労働者、勤労者であるということもあるわけですね。だから憲法上の勤労者としての団結行動に対しては、使用者としての政府として対処しなければならぬ。ところが使用者としての政府としての対処ではなくて、業務命令——業務命令という

ものは使用者としての政府の立場ではないわけですね。だから二つの面を持っているので、その一つの面だけを強調されている。これが今度は公務員の団結権というものの対する侵害の問題が起こってくる。建設省だけが他の官庁と比べても特にこの問題がひどいんですね。だから具体的支障はないのに、いまだういふことで業務命令を出されたのか、使用者としての政府という立場をとつて、このリボン着用問題というものを捉えられて、見ておられないのか、その点はつきりしていただきたいと思ひます。

○根本国務大臣 いまあなたが言われたことで、私も、政府は行政官庁として国民に奉仕する機関としての立場と、それからある意味において労使関係の立場というものがあつても、実質上はこれは不可分の形において私はあろうと思ひます。現実には、いわゆる民間で営業行為をするための労使の関係以上に、やはり公務員という立場で、いわば就職しておる人は国家機関の奉仕者としての職員であるといふことのほうを優先して考えるべきだと思ひます。その意味において、観念的には労使の関係といつておるけれども、国民全部の立場からするならば、やはりどこまでも公務員としての奉仕する立場といふことを重点で考えると思ふのです。そういう立場からいたしまして、私は当時の状況はよくわかりませんが、これによつていまの組合が非常な不当な弾圧を受けたという感じはおそらく受けないんじゃないかというふうな感じがするのでございしますが、そういう点は、行政機関としては、当時の処置がとられたことは、ある意味においては労働組合としては、少しも自分たちに精神的な不利とかあるいは圧迫とか感じたことは、よく思ひます。けれども、これがまた不当労働行為といふところまで行くといふことははたしてどうであらうかというふうな懸念は持つわけでございます。

○東中委員 もう一べん聞いておきたいのです。業務命令といふおっしゃった。国家公務員法上の職務上の職務命令という意味なのか、何かそのほかの根拠で言われておるのか、その点をひとつ明らかにしておいていただきたい。

○志村政府委員 先生御指摘のように、職務命令でございます。

なお、先ほどのお話の中でございましたが、建設省では組合員は相当人数おりますが、リボンを着用した者はわずかでございます。またこのリボン着用の問題についての今回の措置については、政府の統一見解というのがございまして、それに基づいて行なつた措置で、建設省が独自の立場というわけでは必ずしもないということをお申し上げておきたいと思ひます。

○東中委員 このリボンを着用した人に対して訓告それから嚴重注意ですか、という処分をされたと聞いておるのですが、リボン着用者に対しては全部そういう処分をされたわけですか。

○志村政府委員 当日リボンを取りはずすようにと申しましたにもかかわらず、リボンを着用した職員に対しては、先生御指摘のように、将来を戒めるために訓告あるいは注意といふことを行ないました。これは国家公務員法に規定するいわゆる懲戒処分ではございません。

○東中委員 国家公務員法八十二条に規定する懲戒処分ではない。しかし、建設省で出されておる建設省職員訓告規程ですか、でやられたということになるのですか。この点が一つ、それからこの訓告規程によつても嚴重処分といふのはないわけなんです。それは一体どういふことなのか明らかにしていただきたい。

○志村政府委員 訓告につきましては、先生御指摘のように訓告規程によつております。嚴重注意といふのは私どもの慣例でございまして、公務員法上による懲戒処分に至らず、また訓告規程による訓告まで至らないが、将来を注意いたしたいという者に対して行なつておる措置でございします。

○東中委員 嚴重注意は懲戒処分に至らない、訓告は懲戒処分に該当するけれども、懲戒処分に特に付さないということだと思ふのですが、違ふの

1

—

法九十八条で禁止している争議行為ではないのだから、そういうものについては慎重に扱うというふうにされるべきだと思うのですが、その点、大臣の所感を聞いて質問を終わりたいと思います。

○根本国務大臣 私は、やはり国家公務員であろうとも組合活動を決して弾圧するなどということはお考へておりません。したがって、両者がお互いに立場を尊重し、信頼感を持つような環境をつくるのが一番大事だ、こう思います。

そこで、特に行政官庁としてやる場合には、組合活動を職場まで、国民に奉仕する場でその行為をなるべくしないではいというの、われわれの念願ですよ。やはり国民に対するときは、組合員である前に国家公務員であるのだ。国家公務員というのは、そういうふうに使命づけられて、そういう前提のもとに就職していますからね。それをまず前提に考へていただきたい。そういう前提を守る限りにおいては、できるだけ健全なる労働組合として今後成長することを私は念願するのでございます。したがって、こういう事実から見まして、組合の人たちも、そのリボンをつけただけで、それで組合の団結が強化される、これをとらせられたらばらばらになるということなら、それはまことにふがいのない私は組合のような気もするのですよ。もっと本質的なものであつていいじゃないかというふうに私は思います。そういう意味で、私自身が直接現場へ行って接触するわけじゃございませんから、できるだけ組合の立場も尊重し、組合の人たちの誤解を招かないように慎重に管理者にはそれぞれ注意いたしますけれども、それだからといって、組合活動であるならばもう何をしようとも、それには政府は黙って見ておれというわけにはいかないと思いますので、あなたの気持ちもよくわかりますので、今後十分に慎重に労使間の信頼関係がお互いに持てるように努力してまいりたいと思う次第でございます。

○東中委員 職場で組合活動をやるな、こう言われているけれども、日本の労働組合活動というのは全部職場でやっているの、これはそれをや

めるといわれたら、組合活動というのは実際上弾圧しちゃうことになるわけです。

それからリボン闘争というものについては、リボンをやったからどうのこうのということはないじゃないか、こう言われますけれども、私の申し上げたいのは、たとえばいろいろな裁決例がありますけれども、リボン闘争というのはわが国労働運動における一つの慣行としては認されてきているものだ、こういうふうに見解を出されている点もたくさんあるわけでありますね。そういう点からいって、そういう問題について一、業務に具体的支障を来すわけじゃないから、ちよつとつけているだけですから、それで減俸する、減給するといふふうなかつこうにならないう、これはやるべきじゃないといふふうに思っていますので、そういう点でひとつ慎重にやっていただきたい。

質問を終わります。

○天野委員長 次回は、明二十四日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二分散会

昭和四十五年五月八日印刷

昭和四十五年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局